

平成 22 年第 2 回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平成 22 年 6 月 25 日（金曜日）

議 事 日 程（第 5 号）

- 第 1 議案第 41 号 平成 22 年四万十町一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 議案第 42 号 平成 22 年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算
（第 1 号）
- 第 3 議案第 43 号 平成 22 年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 4 四万十町庁舎建設等特別委員会の中間報告について
- 第 5 陳情第 22－ 7 号 携帯電話の不感地解消に関する陳情書
- 第 6 陳情第 22－13 号 核持ち込み密約を廃棄し非核三原則の遵守を求める意見書
採択陳情書
- 第 7 陳情第 22－ 6 号 町道認定に関する要望書
- 第 8 陳情第 22－ 8 号 町道認定並びに排水路設置に関する陳情書
- 第 9 陳情第 22－ 9 号 町道認定要望書
- 第 10 陳情第 22－10 号 興津保育所歩道新設に関する陳情書
- 第 11 陳情第 22－11 号 町道の認定等の陳情書
- 第 12 陳情第 22－19 号 生活道を町道に認定の要望書
- 第 13 陳情第 22－21 号 歩道新設の陳情書
- 第 14 発議第 4 号 核持ち込み密約を廃棄し非核三原則の遵守を求める意見書案
- 第 15 発議第 5 号 携帯電話の不感地帯解消に関する決議案について
- 第 16 発議第 6 号 地方自治法第 180 条第 1 項に基づく四万十町長専決処分事項の一部
改正案について
- 第 17 発議第 7 号 四万十町議会会議規則の一部を改正する規則案について
- 第 18 発議第 8 号 議員派遣の件について
- 第 19 閉会中の継続審査・調査申し出について

～～～～～～～～～～～～～～～～

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日程第 1 から日程第 19 まで

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

出席議員（25名）

1 番	吉 村 アツ子 君	2 番	岡 峯 久 雄 君
3 番	弘 瀬 則 彦 君	4 番	中 屋 康 君
5 番	山 岡 義 正 君	6 番	緒 方 正 綱 君
7 番	橋 本 保 君	8 番	山 上 利 嗣 君
9 番	岩 井 優之介 君	10 番	田 邊 哲 夫 君
11 番	松 下 和 孝 君	12 番	林 健 三 君
13 番	酒 井 祥 成 君	14 番	下 元 昇 君
15 番	竹 内 常 喜 君	16 番	田 邊 幹 男 君
17 番	楨 野 章 君	18 番	堀 本 伸 一 君
20 番	田 邊 客 子 君	21 番	牧 野 利恵子 君
22 番	津 野 吉 得 君	23 番	宮 地 章 一 君
24 番	氏 原 郭 君	25 番	宮 崎 南海男 君
26 番	池 本 公 夫 君		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

欠席議員（1名）

19 番	梶 原 政 利 君
------	-----------

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

説明のため出席した者

町 長	高 瀬 満 伸 君	副 町 長	渡 部 睦 君
会 計 管 理 者	林 伸 良 君	参事兼総務課長	武 内 文 治 君
企 画 課 長	敷 地 敬 介 君	商工観光課長	市 川 敏 英 君
農林水産課長	武 市 逸 夫 君	建 設 課 長	佐 竹 一 夫 君
管財契約課長	仲 治 幸 君	町 民 課 長	柴 久 幸 君
環 境 課 長	山 脇 一 生 君	健康福祉課長	岡 澄 子 君
税 務 課 長	山 本 靖 君	上下水道課長	高 橋 一 夫 君
教 育 委 員 長	中 岡 全 君	教 育 長	宮 崎 勲 君
学校教育課長	野 村 和 弘 君	生涯学習課長	山 本 弘 光 君
農業委員会事務局長	永 尾 一 雄 君	総務課副課長	樋 口 寛

君

総務課財政班長 山 脇 光 章 君

大正総合支所

支所長兼地域振興課長 武 内 洋 介 君 町民生活課長 武 市 宏 美

君

産業建設課長 下 藤 広 美 君 大正診療所事務長 林 正 憲

君

十和総合支所

支所長兼地域振興課長 岡 本 順 一 君 町民生活課長 杉 内 和 一

君

産業建設課長 林 久須男 君 十和診療所事務長 酒 井 寿 哉 君

~~~~~

事務局職員出席者

議会事務局長 田 辺 卓 君 次 長 武 田 枝 里 君

~~~~~

午前9時32分 開議

○議長（山岡義正君） 改めまして、皆さんおはようございます。

ただいまより、平成22年第2回四万十町議会定例会第9日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

本日の会議に19番梶原政利君から欠席届がっております。

これで報告を終わります。

~~~~~

○議長（山岡義正君） 日程第1 議案第41号平成22年度四万十町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

この議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番岡峯久雄君。

○2番（岡峯久雄君） おはようございます。

議案第41号一般会計補正予算について5点ほど質疑をいたします。

まず予算書の19ページ、19節です。耕作放棄地再生利用研究対策事業、補助金50万ですけれども、耕作放棄地については、本町のような山間地に農地の多い現状や、高齢化率も非常に高くなりつつありますので、そういったことをかんがみると、将来、耕作放棄地が拡大していくのではないかと心配をされます。現状で、中四国農政局の資料では、高知県全体で506ヘクタールの耕作放棄地があるということです。本町に耕作放棄地は現在幾ら、面積はどのくらいあるのかということと、それと、ちょっとわかりにくいので耕作放棄地と遊休農地の違いも教えていただきたいと思います。それと、補助金ですので、事業主体というか、どこにおろしてどういう形で事業を行うのかということをもまず1点目に伺います。

それから2点目です。次に予算資料の1ページです。海洋堂ホビー館広告宣伝事業ですけれども、内容の中で会場借上料130万2,000円、2回分とありますけれども、何か単純にすごい高いと感じるわけです。というのは以前、幕張では、自分も関係したところで、フーデックスに4日間、イベントに参加をしたことがあります。そんな中では、いすとか備品を借りても47万程度で4日間できておりますので、この借上料の内訳、それを一回お伺いをしておきたいと思います。

次に、予算書の予算資料の中の7ページ、地産地消・外商事業ということですが、その中で、事業概要の中で「目標」というのがあります。10アール当たりの所得額を現状の20万程度から40万程度に、2倍、倍に引き上げたいという計画ですが、その倍にするための考え方といいましょうか、試算の内容はどういうふうに考えておられるのかということと、その下に取引業者、5業者あります。業者名、また対象品目の10品目、括弧書きで、うち新規商品開発が4品目ございますけれども、その商品名をお伺いをしたいと思います。

それから同じページ、こうち農業確立総合支援事業の中で、事業概要の中で、堆肥散布車の購入をすることになっておりますけれども、この利用方法、利用方法というか、利用料金とか含めて、ちょっとそういった中身を聞きたいと思います。例えば、建設課から資料をいただいたがですけども、町全体では74.3%、町全体ではほ場整備率も上がり、また大正地域が86.4、十和は65.2%のほ場整備率と21年度末でなっているようですが、そういったほ場整備率が上がる中で、その堆肥の散布はやっぱり農家にとっては重要な部分ですので、少し遠くにはなりますけれども、例えば十和や大正地域、そこで堆肥の散布をしていただきたいという要望が、希望があった場合は、町としても補助金をこうやって出してますので、どういう対応をしていくのかを伺います。

それから5点目です。5点目の予算書11ページ、この件につきましては、たびたび私も質疑を行いますけれども、鳥獣害防止総合対策事業と下段にある鳥獣被害緊急対策事業。

（「どこ」と呼ぶ者あり）

2番（岡峯久雄君） 予算資料です、すみません、予算資料の11ページです。失礼しました、予算資料の11ページ。その2項目ございますけれども、これは国の事業仕訳による影響ということで364万減額はもうわかります。

その下、要は町単で予算を計上されてますので、これは農家と言いましょか、そういう受益者にとっては本当ほっと一息というところですけども、問題は、これから残りを整備されるというか、そういう対策を打たれてないところに、どういうふうな形で持っていくかということがあります。事業採択の要件として、受益者3戸以上というのがありますので、例えばそういう網にかからない農家を今後どうしていくかというのが自分にとってはすごく気になります。

例えば小谷の奥まったところにある農地とか、例えば山をある一定切り開いてつくった

農地、そういうところはなかなかそういった受益者3戸以上というのはかなり難しい条件にあるのは事実です。農地は動かさせませんので、町長も1次産業の振興を推進するということです、一軒で狭い農地を必死に守って、高齢者の方が年金プラス生きがいも含めて、お米、野菜をつくっておられる方がたくさんおります。町長も広大な町をカバーするには行政的にはなかなか難しいという一般質問の中での答弁もありましたし、そういうソフトの部分はいろんな面で、ソフトの部分もそういう対応をしたいというご答弁もありました。やはり先ほど言いましたように、そういったハードの部分も整備もぜひお願いをしたいので、その採択の要件についてもう一度考え、何とかそういう方法で、3戸以上じゃなくてもやれる方法はないのかを含めて、以上、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山岡義正君） 武市農林水産課長。

○農林水産課長（武市逸夫君） お答えします。

まず、ページ19ページの耕作放棄地の関係でございますが、これは本町の放棄地面積はどれぐらいかというご質問でございますけれども、その面積については農林水産課のほうでは把握はしておりません。

2番目の質問の、どれぐらいの事業を行うかでございますが、この事業につきましては、再生利用に要する経費について定額を補助するものでございまして、これは10アール当たり、国が荒廃の程度に応じて3万から5万円の範囲で定額補助をするというところでございます。重機等必要として行う場合は費用の2分の1でございます。さらに県につきましては、担い手要件に該当する場合は、補助の残額を全額補助するということでございます。それから担い手要件に該当しない場合は、残額の2分の1を県が継ぎ足し補助をしましょうということで、この予算につきましては、現在は想定の面積でございますけれども、担い手の要件で20アール、その他の要件で40アールを想定しまして現在計上しておりまして、これで行きますと国が30万、県が20万となりまして、計50万の計上をしておるところでございます。

それから3番目でございますが、ページ7ページの地産地消・外商事業でございますが、これは目標といたしまして10アール当たりの所得額、現状の20万円程度から40万円程度、2倍まで引き上げるということでございますが、これは今まで系統出荷ですと、例えばナバナやった場合、上のほうからこれぐらいという決められておりまして、下は切り捨てておったわけですが、これはそういったものも使うと、いわゆるコンテナ出荷で全部使いますよということで、収量が増えるということもございます。取引の拡大によ

って生産物の拡大もこれから考えていって、最終目標はこうにしたいと考えております。

それから取引業者の5業者でございますが、これはちょっと名前を伏せていただきたいという話でございますので、申し訳ございませんが、5業者ということでご承知願いたいと思います。

それから対象品目、10品目でございますが、この10品目といいますのは、これからまたずっと計画していくうちで決めていくということで、そのうちの4品目を今年度開発しようとするところでございます。

以上でございます。

申し訳ありません。

それから、同じ7ページの堆肥散布車の件でございますが、これは営農支援センター四十の有限会社のほうが導入いたしまして、現在やっております、窪川地域でやっております大豆の場合の堆肥散布でございますが、それは反当たり、10アール当たり幾らというふうに決まっておるわけですが、その料金についてはちょっと今資料がございませんので、また後ほどお知らせしたいと思います。

それから大正・十和地域への散布でございますが、これはもし空いておって、年中使うということもないと思いますので、可能であれば、これからまた支援センターのほうと協議して、そういった事業の拡大も必要と思いますので、また進めてまいりたいと思います。

それから鳥獣害の関係ですが、最後の5点目の鳥獣害の関係ですが、これは今まで1戸という単位で出ておりましたけど、それをどうしても要綱上、3戸以上にしてくださいとお願いをしております。ですから、私どものほうは集落単位、あるいは字単位で何とか3戸以上の受益地を確保して申請してくださいというお願いをしておるところでございます。今のところ、それで1戸につきましては対象外ということですので、3戸以上でお願いしております。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 武内大正総合支所長兼地域振興課長。

○大正総合支所長兼地域振興課長（武内洋介君） 海洋堂ホビー館宣伝事業での部分でございますけれども、ブースの借上料が1回65万1,000円という部分で、内訳としましては、装飾工事のほうで43万6,000円程度、それから映像機材のレンタル、DV

Dの液晶パネルとか、そういったものが11万7,000円ぐらいということで65万1,000円、また、あと人件費とか町職の支援等入っております。これにつきましては、ブースが約30㎡ぐらいのブースでございまして、そのブースのバックパネルをすべて四万十町のそういったカラーで展示するという部分で、それも装飾の経費に入っております。

これと、ちなみに幕張メッセで行われるワンダーフェスティバルでございすけども、一日で4万人程度の集客があるということでございまして、今回は四万十町と、それから高知県の漫画コンテストとかと一緒にあってブースのほうでPRをしたいという部分でございす。

ちなみに昨年度も四万十町として参加しましたがけれども、昨年度は海洋堂のブースと一緒にやらせていただきましたので、会場使用料はゼロでございました。一応今年度からは四万十町のホビー館を宣伝するという部分もございすので、会場使用料を計上させていただきます。

○議長（山岡義正君） 2番岡峯久雄君。

○2番（岡峯久雄君） 5点の中で、次に質疑のない分もありますけれども、まず1点目。まだ耕作放棄地を把握できてないということですけど……、じゃ、農業委員会が答えてくれたらえい。

○議長（山岡義正君） 耕作放棄地の。

○2番（岡峯久雄君） 2回目をやり始めてますので。農林水産課内では把握できてないということですけど、農業委員会が今調査中か把握をされてるのかわかりませんが、要は例えば何ヘクタールあるのかわかりませんが、そのヘクタールを把握ができていながら、耕作放棄地を、ここは再生可能な、そのうちの面積は大体どのぐらいあるのかを1点目については伺います。

それと5点目の、その採択要件が3戸以上ということですけども、課長の答弁では、集落の範囲やったら3戸以上やったら構んという答弁のように私はとらえてますけども、飛び地の場合、隣接していない飛び地の場合でもそれは可能なのかを伺います。この2点について、再度お願いします。

○議長（山岡義正君） 農業委員会は今資料を取りに行ってますので、少しお待ちください。

武市農林水産課長。

○農林水産課長（武市逸夫君） 飛び地でも3戸以上の受益戸数があれば申請いただけますので、よろしくお願いします。

（2番岡峯久雄君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○議長（山岡義正君） 休憩します。

午前9時53分 休憩

午前9時59分 再開

○議長（山岡義正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの2番岡峯久雄君の質疑に対しての答弁をお願いいたします。

永尾農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（永尾一雄君） 失礼します。

2番議員さんも農業委員会で会長さんをやられたということで大変詳しいとは思いますが、書類的に正確なものということで、ちょっと調べさせていただきました。

耕作放棄地ということでございます。耕作放棄地につきましては統計上の用語でございます。それから遊休農地というのは農地法においての定義ということになっております。その中で耕作放棄地というのは農業センサスにおいて、「以前農地であったもので、過去1年以上作付せず、しかもこの数年間に再び耕作する考えのない土地」というふうに定義をされております。遊休農地につきましては、1つ目には、「現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供しないと認められる農地」、それからもう一点ですけれども、「その農業上の利用の程度が、その周辺の地域における農地の利用程度に比べ著しく劣っていると認められる農地」ということに定義をされております。

それで遊休農地の、耕作放棄地の面積でございますけれども、前回調査をいたしました。その中におきまして、農用地区域内におきまして、耕作放棄地の面積ですけれども、11万2,081㎡ということになっております。

それで、これからの耕作放棄地の解消についてでございますけれども、今回農地法の改正がございまして、年に1回農業委員会のほうが一筆調査、利用状況調査をするということになっております。これに対しまして今準備中ではございますけれども、各土地につきましてどんな利用をしているのか、また、遊休農地があるのかないのかということの調査をすることになっております。それによりまして農地の斡旋とか、どういうふうにご利用するとかいうことで調整をするようになっておりますので、その時点でまた耕作放棄地、遊休農地の利用については農業委員会のほうで決めていくようになるというふうに思ってお

ります。

○議長（山岡義正君） 2 番岡峯久雄君。

○2 番（岡峯久雄君） ヘクタールに直すと 11.2ヘクぐらいということですね。

今からその調査をして、解消できる部分については耕作放棄地を再生する、今から調査するということですね。はい、わかりました。

今、局長からもありましたけども、21年12月ですか、農地法の改正の中で、農地を利用する者の確保と拡大ということで、一般企業も貸借による農地の取得が可能ということになっておりますけれども、町内で例えば建設業界もたくさんありますが、例えばそういう企業が例えばそういう方向で参入をしているところがあるのか、また、そういう希望を聞いたことがあるのかについて伺いたいと思います。

というのは、やはり今後公共事業等が減少すると言われる中では、そういった建設業というのはいろんな機械設備を備えておりますので、例えばその耕作放棄地を解消するとか、そういった農地を取得して、例えば今までの雇用体制を減らさずに農業に参入するとか、そういった意味も出てくるのかなというふうに私は想像しますので、その辺で企業がそういう例えば希望を含めてあるのかを伺います。その点を。

○議長（山岡義正君） 永尾農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（永尾一雄君） 今議員言われましたように、農地につきましては今まで農業法人等しか経営ができなかった部分がありますけれども、農地法の改正によりまして一般企業のほうも参入ができるという条件にはなっておりますけれども、その条件に対しまして、農業委員会としていろんな中身の精査等もしまして、参入された場合に地域の農地に影響を与えとか、いろんな調和条件とかありますので、そこらについて農業委員会が検討してやっていくと。片一方では無農薬でやる、片一方では農薬を使うようなところで企業が参入されてやった場合に、地域の農業に、農業者に影響があるようなことではいけませんので、そういうことの厳格にやるということは決定というか、基本的となっておりますので、そこら辺でやっていきたいというように思っております。今現在では、そういう企業の参入については自分の耳には入っておりません。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

佐竹建設課長。

○建設課長（佐竹一夫君） 先ほどの建設業者が農業部門への参入いう件で、一応建設課といたしましては、請負業者で請負業が本職でございます。当然本職の請負業に専念する

傍ら、農業部門のほうへ、ちょっとハウスとか水田の耕作、稲作、参入しゅうのが、一応建設課として把握できておるのが今約２社です。

○議長（山岡義正君） １３番酒井祥成君。

○１３番（酒井祥成君） ちょっと関連になりますが、お断りしておきます。

工事費の中で財産管理費で、１３ページですが、庁舎等施設整備工事費ということで、１，８７３千円組んでおりますが、これに関連して、十和地域でケーブルシステムも３階に入っておりますが、開発センターの使用ができなくなっていると思います。そういう中でこの庁舎建設の施設整備工事費というのは、それと関連するわけですが、計画はあるのかどうか。結局十川地区、あるいは川口、川口にはありますが、集会所がありますが、十川地区にはないわけです。それで、老人憩いの家も使用できないというようなことで、会合ができないような状況が続いておりますが、行政としてはその計画性について、本来ですと町長の所信表明あたりでそのあたりをちょっと言っていたいただければ非常にありがたかったかなというふうに思いますが、なかったのでお答えを願いたいと。

それから１５ページのショートステイの、高知県緊急ショートステイ確保対策協議会負担金というのが３１万出ておりますが、これは、これまでどうもなかったような気がするわけですが、私は高幡広域でこういう形でやってるのかなというふうに思っております。ところが高知県の緊急ショートステイということで、どういう協議をされて、現在ショートステイの中で対応できないような問題があるかというふうに思いますが、そのあたりをどのように今後対策を講じていくのかというところ辺をお聞きしたいと。

それからもう一つは２１ページ、ウエル花夢と、それから１９ページの委託料の関係で、ちょっと私、勉強不足ですが、この中では、指定管理をしてやっておりますが、その中で滞在型市民農園については委託料で４８万７，０００円組んでおりますが、ウエル花夢については工事費で、観光費で組んでおります２００何万でしたね。ですから、指定管理と委託料の言うたら違い、そこを指定管理していながら周辺整備をすべて委託料とか、あるいは工事費で、どのような形で考えられておられるのか、そのあたりをちょっとご説明を願いたいというふうに思います。

○議長（山岡義正君） 仲管財契約課長。

○管財契約課長（仲 治幸君） 今議員さん言われました１３ページ、財産管理の予算の内訳でございますけども、１５の工事請負費でございます。これにつきましては１８万３，０００円計上しておりますけども、ここの西側に以前農業委員会と企画課が入ってお

りました部屋を、耐震の関係で事務所移転をしておりますけども、そこを、ちょうど役場に隣接しているということで、書庫、あるいは物置に使うということで計画しております。ただ、その中で、2階の農業委員会おった部屋が雨漏りをしておりますんで、その修繕を計画をしております。

それと併せて、十和地区の先ほど言われました開発センター、また、十川の老人憩いの家が耐震の問題で使用不能というような形になっております。また、ケーブルシステム機器についてはまだ置いておりますけども、そういったことで会議をするところがなくなったというところで、総合支所を使って会議をするように、一般の事務所に入らないように、それぞれに扉をつけて使用したいと。そんな日中、職員がおる場合は別に問題ございませんけれども、夜間も多々会議がありますので、そういった夜間に職員がいない場合に使用するために、扉をつけて事務所に入らないような工夫をしたいというところで、合計で187万3,000円計上させていただいております。

以上です。

○議長（山岡義正君） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 澄子君） 緊急ショートステイ事業につきまして、負担金につきましてご説明を申し上げます。

こちらは県のほうの働きかけで、県全体での取り組みとなっておりますが、昨年度緊急的にショートを利用したいと。主に介護されている方のけがでありますとか入院、そして冠婚葬祭、特に葬祭、そういう場合には急な予定を立てた利用はできないということで、そういう申し込みが去年305件あって、そのうち施設が満床で利用できないということで126件が断られているという現状がありまして、それを県として解決していくために、介護保険の保険者で任意の協議会ですが、それを立ち上げてということで計画をされておりまして、その協議会につきましては現在5月に立ち上げを行いました。

それで特別養護老人ホームに併設しているショートステイ、こちらのほうを県下で20床確保して、そういう緊急時の対応をするということで、その確保につきましては常に空けておかなくてはならないということで、そういう委託の補償金ということではないですが、委託をする金額をその施設ごとの利用度、稼働率によって算定をした額を、今年度につきましては県が半分、残りの半分为30の保険者の自治体が負担するという形になっております。

以上です。

○議長（山岡義正君） 高瀬町長。

○町長（高瀬満伸君） 先ほど工事請負費の絡みで、十和の総合開発センターの件でございしますが、現在非常に危険な建物ということで使用ができなくなっております。

緊急避難的に、先ほど管財課長のほうから話を差し上げましたように、今現在、総合支所の空き部屋を会議室として使用できるようにもいたしておりますが、総合開発センター、それから総合支所を含めてどうしていくのか今年中に議論も深めまして、私たちはできれば23年度に何とかしたいと思っております。しかし、庁舎の建設等との絡みもありまして、24年度にずれ込む可能性もありますので、ご了承をいただきたいと思います。

○議長（山岡義正君） 武市農林水産課長。

○農林水産課長（武市逸夫君） 予算書の19ページでございしますが、滞在型市民農園周辺整備業務委託料についてでございますが、これは市民農園の西側にあります県道側からの目隠しのためにレッドロビン、紅カナメでございますが、高さが1.2メートルのものを50センチ間隔で182メートル植えるようにしております。その木につきましては既に21年度事業で買っておりまして、活着のえい梅雨時期まで管理、保管をしてもらっておりますが、それについて、これ、地元の農業者グループに委託をするというところでございます。それによって通常の分の格安でできるというところで、こういう方法をとりました。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 下藤産業建設課長。

○大正産業建設課長（下藤広美君） 私のほうからウエル花夢の関連の工事費のことにつきましてご回答申し上げます。

この工事費につきましては、ウエル花夢自体の施設の整備ではなくて、周辺整備につきましての、利用客等が河原へおりる道がございします。そういった部分で危険な部分がございますので、その補修をしたいという部分での工事費でございます。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 13番酒井祥成君。

○13番（酒井祥成君） わかりました。大体わかりました。

ショートステイの利用等については、いわゆる介護保険適用の業者といいますか、行政も含めてですが、やってるということです。介護保険適用外については、これは参入することはできないと思いますが、集中した場合に果たして対応ができるのかどうかという問

題もあろうかというふうに思います。

そういう中で県全体でという形になりますと、非常にこちらのほうから遠いところまで、なかなかショートステイに対応できるような状況になるのかどうか。そこは相互扶助の中でやっていけるとは思いますが、そのあたりの、町長も「これからはショートステイを含めた取り組みも考えていきたい」というようなことも言っておられましたが、そのあたりはこれから非常に大事なことになるのではないかなというふうに思いますが、もし考えがあればお伺いをしたいというふうに思います。

それと、指定管理と委託と、いわば指定管理者に委託をするのか、指定管理者がそこ、いろいろ事業関係をやっていくのか、そのあたりが妙に明確なところが私、わかりませんので。指定管理料はちゃんとしていながら、一方でそういうふうに周辺整備とか草刈りとか、そういう形でどんどんやるというのはいかなものかなと。

その中で、指定管理の中にそういうしっかりした、年間に、例えば今、道路網の整備等については各集落の中で1キロ幾らというような形で今やっておりますが、そういう形を、年に2回なら2回という形での指定管理というものも含めた検討をするべきではないかなというふうに私は感じたもので質疑をしたわけでありまして。そういうことでないようでしたら、別にどうこういうことはございませんが、これ、毎年毎年のように別の工事費とかそういう形で、委託料の形でどんどん出ていくというのは少しどうかなというふうに思って聞いたわけで、そのあたりの考え方はいかなものでしょうか。

○議長（山岡義正君） 武市農林水産課長。

○農林水産課長（武市逸夫君） この指定管理者についてでございますが、当然この指定管理者は周辺の草刈り等はほとんど毎日やってもらっております。それと、そういった中で、利用者の共同の作業ということで草引き、園内の、そういったもんも月に1回か2回、1回程度はやる予定をしておりますが、今回のこの植栽については全くそういったものは入っておりませんので、こういう形をとらせていただきました。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 高瀬町長。

○町長（高瀬満伸君） ショートステイの増床ですけれども、私の公約の1つとして、介護者の負担軽減という意味から特別養護老人ホームの増床と、そしてショートステイ施設の充実ということも訴えてまいってきたところでございます。

そのショートステイについては、窪川荘と四万十荘の園長と話をさせていただきました。

て、先日お答えもした特別養護老人ホームの増床については、これから詰めていくという話にしておりますが、ショートステイについても何とか増床ができないものかねという相談がけもいたしております。なかなかそれについては施設の規模等から言えば難しいという話もいただいておりますが、ただ民間の福祉事業者が新たな施設をつくるというような計画があるということもちろちら最近お伺いもいたしております。そういった動向も見ながら、また町として対応をしてまいりたいと思っております。

○議長（山岡義正君） 下藤産業建設課長。

○大正産業建設課長（下藤広美君） ウエル花夢のほうでございますけれども、ウエル花夢につきましても施設の管理、指定管理者、管理する部分につきましては当然維持管理、草刈りなどもやってます。ここはウエル花夢の施設外の部分で、ウエル花夢の利用客とか一般の住民の方も利用されるというようなちょっと小道がございます。そういったところの、危険なところの部分の補修というところでございます。

○議長（山岡義正君） 13番酒井祥成君。

○13番（酒井祥成君） 大体わかりました。

ショートステイのことについてちょっと言っておきますが、例えばなかなか特別養護老人ホームでも今後そういう形で床を増やすのは難しいとか、いろいろな問題があるかと思いますが、例えば民間の中で介護保険適用外のショートステイをつくった場合には、介護保険適用であればいいわけですが、ところが介護保険適用外で、もし各地域地域でそういう形でやるとすれば、いわゆる負担金と言いますか、個人の負担が増えると。今まで3,000円で一時預かりができたものが、5,000円、あるいは6,000円ないとなかなかそこら辺ができないという問題が起ころうかというふうに思います。

そういう中でこれからの、平成23年度からの介護保険のいわゆる計画の中でそのショートステイをこれから進めるのであれば、例えば介護保険適用外はどうしていくのかと、そして地域でも受け入れできる体制というのがつくれるとすれば、行政としてどれだけの支援ができるのかということも含めて、ぜひこれからのショートステイのあり方について検討も願いたいというふうに思います。

以上です。

○議長（山岡義正君） 武市農林水産課長。

○農林水産課長（武市逸夫君） 申し訳ありません。

資料ですが、予算資料の7ページの上段、地産地消・外商事業でございますけれども、

これは今議員から、21番議員からのご指摘がございまして見たところ、事業概要のボツの上段でございしますが、「地産外消補助金825万4,000円×」のところの「地産外消」の「消」、「消す」という字になっておりますが、申し訳ありませんが上段の事業名と同じ「商」という字に訂正をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） ほかに。

15番竹内常喜君。

○15番（竹内常喜君） そしたら、4点ちょっとお伺いをしたいと思います。

予算資料の3ページ。ここに仁井田地区の保育所の建築の件が上がっております。今議会にも一般質問、また、質疑の中でも、公共の建物についての木材ということで多くの議員から意見が出たところでございますけれども、執行部としてはこの建物についての計画、これは木造でやるのか、鉄筋または鉄骨でやるのか、そこらあたりについての考えをお聞きしたいと思います。

そして予算資料の9ページ。ユズの施設の補助金でございますけれども、これについては高知はた農協のほうに補助して西土佐地区のほうへ機械を、今、2ラインを3ラインに変えるという中身でありますけれども、これについて、大変十和地区もユズが盛んで、この前ちょっと話にも出ちりましたけれども、大変農家が昨年豊作であったために、ユズ大分腐らして放棄したというような話も聞いております。人によっては2トン、3トンと、それで全体的には10トン以上のユズを腐らして商品化できざったというような話も聞いております。そこらあたりについての今後の四万十町としての取り組み、このユズ対策についての、今後どうしていくのか。西土佐一本だけでいいのかどうか、そこらあたりについての町の考えがあればお聞きをしておきたいと思います。

そして10ページのせまち直しですが、去年は700万、また今年は900万ということで200万ぐらい増額になって上がってきているわけですが、21年度のせまち直しの件数、それで今年はどれぐらいの件数が、申し込みがあるのか、これについてお伺いをいたします。

そして4件目、予算書の17ページ。榊山の共同墓地の山留工事、これについての814万4,000円という予算が上がってきているわけですが、これについて、私も榊山の共同墓地、ここについては町有地ということは理解をしておりますけれども、この中身についてちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（山岡義正君） 柴町民課長。

○町民課長（柴 久幸君） お答えいたします。

仁井田地区の統合保育所、当初予算で基本設計300万を組まさせていただいております。現在プロポーザル方式で業者選定の時期に入っております。そのプロポーザルの中で木造仕様でどういうことができるかというような項目もつくっております。基本的には平屋。今後、基本設計業者が決まりましたら、地元の地域、保護者等含めまして、構造的に木造に多分なると思いますが、そういった基本的なことを決定したいと考えておりますし、また、農林水産課長を通じて町有林の材積確保についても、木造仕様を念頭に置きまして、1年半後に、約、今からでしたら、1年後に建設して木造に入るのが1年半ぐらいかかりますので、その時期の自然乾燥を含めた十分な対応をさせていただきたいと考えております。

○議長（山岡義正君） 武市農林水産課長。

○農林水産課長（武市逸夫君） 資料のページ9ページのユズでございますが、これはおっしゃられるように西土佐地区の加工場のほうが処理能力がもう劣ってきたということで、かなり農家からの、先ほど言われましたように、ユズ玉が腐ったというところで、今回JA高知はたが改修するのでございますが、ここへ持っていつているユズは十和と大正ですが、主に十和地域でございますが、16年から20年までの過去5年間の平均が202トンで、年間5,080万程度の平均になっております。そういったところで四万十町のユズをどうするかについては、それぞれ窪川地区はJA四万十、これはほとんどが馬路村のほうへ行っております。当面JAの出荷、この体制になっていこうと、いくのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 佐竹建設課長。

○建設課長（佐竹一夫君） 資料の10ページのせまち直し補助事業の件ですが、21年度の実績といたしましては、合計20件696万8,000円事業実施いたしました。22年度の分といたしましては、21年度にせまち直し事業につきまして町の広報誌等を通じ募集をしたところで、その21年度にできなかった分があと18件ありまして、その18件分を900万円にて予算計上させていただいております。

○議長（山岡義正君） 山脇環境課長。

○環境課長（山脇一生君） 予算書ページ17ページの榊山地区の共同墓地の件について

お答えいたします。

今年の春に雨によりまして墓地の北斜面が崩壊をいたしました。調査いたしますと、非常に土質も悪うございます。そういったことから、普通の工事では当然将来的にもたないだろうということがございまして、工法といたしましては大型ブロックで下をつくということで、延長20メートルで、一番高いところで8.2メートル、一番低いところでは3.7メートルといった形の工法で、今年のり面の修復をしようとするものでございます。

○議長（山岡義正君） 15番竹内常喜君。

○15番（竹内常喜君） 町民課の課長のほうから保育所についての説明があったわけですが、来年の建設予定ということで、産業課のほうとも町有林を利用してというような話であったかと思っておりますけれども、今までの公共の工事を見えますと、その設計ができてすぐに入札にかけるといようなことで、それで、今までの木造を使えということで議会のほうでもいろいろ言われてきたわけですが、なかなか乾燥が間に合わんということで、その公共の建物に木材が使えらったといようなことが多々あったわけでございます。

今の課長の答弁では、十分乾燥の時期もあるといようなことでありますので、ぜひひとつこの町産材を使って、町有林もたくさんありますので、そこらを利用しての建築、これをどうしても望んでおります。昨年、興津の保育所、これも木造でやったわけですが、これについても私たちも中を見せてもらいましたが、大変木をふんだんに使ったいい建物ができ上がっております。ぜひひとつ仁井田保育所についても、これについて木造を使ってやっていただくように強く希望しておきます。

そして、ユズの件ですけれども、今回はそういうことで四万十市のほうに補助をするといことでございますが、この四万十町でも大変ユズの植栽が多くて、今生産が盛んに行われております。先ほども言ったように、ユズ玉が大分腐って放棄したといようなことも今までの事例としてありますので、今後この四万十町内にユズの加工施設、これらについて今後はた農協、また四万十農協、ここらあたりと協議をして、これはちょっと脇道にそれる質問になりますけれども、検討していただきたい、このように思うわけですが、この点についてご答弁をお願いをいたします。

それからせまち直しの件ですけれども、去年は20件、それから今年は18件申し込みがあるといことですが、これについては農地の区画整理、ここらあたりが主になってく

ることだろうと思いますけれども、今まで整備がおくれている農地というたら、やはり谷奥へ入った大変狭いせまちが多くあるのではないかと、このように思っております。そこについて農地だけの区画整理としてやるのか、それとも田んぼへ入る農道といいますか、トラクターが入る馬越の道といいますか、それらについてもこの補助の対象になるのかどうか、この点についてお伺いをいたします。

そして榊山の共同墓地。これについて環境課の課長ともちょっとお話をしたところでございますけれども、どうも私も知りませんでしたけれども、条例でこの榊山の墓地の使用料は無料になっておるようでございます。それについて、無料の土地のところへ、使用料のどこについて810万余りの金額をつけて整備をしていく。これはちょっと不公平に欠けりゃせんかなというような私は気がするがですけれども、この点についてはどうでしょうか。

○議長（山岡義正君） 高瀬町長。

○町長（高瀬満伸君） 1点目の仁井田の保育所の関係と、2点目のユズの加工所について、少し私の思いと、それから報告をさせていただきたいと思います。

仁井田保育所につきましては国道56号線、四万十町の東の入り口でもございますし、私はぜひと言いますか、木造の保育所、町のシンボルとしてつくっていききたいというふうに思っております。

それからユズの加工所ですけれども、この補助金を検討するに当たって、JAはたの理事長さん等もおいでいただきまして、いろいろ話をした中で、やはりこれからはこういった資源に加工というものをつけていくべきではないかという話も差し上げたところです。

JA四万十が馬路のほうにユズを出荷をしているところですが、「四万十のユズ」という名前をつければもっと価値が上がるのではないかなという思いもございまして、その辺の提案も差し上げたところですが、JAはたのほうもぜひそれはやってみたいということで、内部でちょっと検討はしておるということです。ただJAはたのユズの集荷の範囲が四万十川流域だけに限らんというような問題もあって、それをどうするのか、ちょっとそこは頭の痛いところですよというお話もいただいておりますが、これからもJA四万十、JAはた両農協のほうも連携をとって四万十町の農業の推進に力を合わせていくということで、この前も一緒に会も持たせていただいたところですが、またそういった折にもこちらのほうから提案をいたしまして、ぜひ加工所をつくって「四万十のユズ」

ズ」というブランドをつけて売り出してもらうように、またお願いもしていきたいと思います。

○議長（山岡義正君） 佐竹建設課長。

○建設課長（佐竹一夫君） せまち直し補助事業の関連でございますが、せまち直し補助事業につきましては、補助制度につきましては国また県の言うたら補助事業の要件にかなわない、補助のないところに限って、農地に対して10アール当たり100万以内の事業費に対し、2分の1の補助金を定めちゅうところでありまして、農道の分については一応採択基準には、今の段階では農道についてはありません。

その件につきまして、そして今年度の計画分につきましては、昨年度募集の残りのできなかった分の18件を計上させていただいておりますが、本年度におきましても要望等はまだ聞こえてきますので、そういうことを含めまして、町道とかにまだ採択ができない個人の一軒家が合った場合の生活道なんかもいろいろ最近言われまして、本年度におきましては補助の要件にないような、採択できないようなところに関しましての補助制度を、新たにまた今年度ちょっと今から検討いたしまして、来年度に向けて考えていきたいと今考えようところでございます。

以上です。

○議長（山岡義正君） 山脇環境課長。

○環境課長（山脇一生君） 共同墓地の件で800万もかけるのは非常にかけ過ぎではないかと、不公平感が出るのではないかとというご質問でございますが、あそこ、墓地の土質につきましては先ほども申し上げましたように非常に悪うございまして、こういった大型ブロックの構造物を入れることによりまして、今後の集中豪雨等につきましても十分対応できると。のり面成型等植栽、芝張り工、そういった部分だけでは、どうしても今後においても崩壊の危険が非常に高いということもございます。そして、あそこ、トンネルを抜けますと窪川の町へのすぐの入り口でもございます。それともう一つ下に雑種地と言いますか、平地の個人の土地もございます。そういったことをいろいろ勘案した上で、今の工法で採択する以外にないのかなというふうな判断で行ったわけでございます。

墓地の使用料が無料ということで、それに対するお金が非常に高いという部分が不公平かという部分でございますが、それにつきましては町の墓地条例の中でも、ここだけでなく、いろんな墓地が載っておるところです。そこにつきましても当然無料ということで行っておりますので、そういったところも、条例の中で、通常の維持管理とか運営、そう

いったものについては受益者の負担ということになっておりますが、今回の場合は通常ではないという判断で予算計上させていただいたところです。

○議長（山岡義正君） 高瀬町長。

○町長（高瀬満伸君） すみません。先ほどの私の答弁の中で「仁井田保育所」という言葉を使いましたが、仁井田地区統合保育所ですので、訂正をお願いします。

○議長（山岡義正君） 15番竹内常喜君。

○15番（竹内常喜君） その仁井田保育所については、町長も町の入り口の建物でもあるので、ぜひひとつ木造で建築をして、この町のイメージを上げたいというような思いの発言がありましたので、ぜひひとつ木造でということを頭に置いて今後取り組んでいただきたい、このように思います。

そしてせまち直しについてですが、これ、国と県との補助金を受けてのことですので、その農道についてはなかなか回答がしにくいというような発言もありました。確かにそれについては私もわかります。それで来年度以降、小さな耕作地に入る農道、トラクターが入るような道、これらについて何とか町単でも整備ができていくような方向をひとつ講じてやっていただきたい、このように思います。

そしてユズの件についてですが、町長、先ほどはた農協さんともお話をして、はた農協さんもそこらあたりについての検討をしていくという話があったということでございます。ぜひひとつ、四万十町内へそういう施設をこしらえてもらったら雇用の場も開けます。今仕事の間がのうて、大変みんなが困っておりますので、ぜひひとつそういう施設の誘致をひとつ強く希望をしておきます。

それで榊山の墓地の件ですけれども、課長、これについて今無償ということで、これ、条例で決まっておりますね。これ、条例改正でもしてその一部、少しでも墓地の使用料と言いますか、年間の何ぼかというようなことはちょっとできんものでしょうか。それについてお伺いいたします。

○議長（山岡義正君） 山協環境課長。

○環境課長（山脇一生君） お答えいたします。

使用料を有料化できないかということでございますが、旧窪川町のときから無料ということで来ておりまして、大正・十和につきましても同じような墓地があるわけでございます。

合併のときにそういったことも議論された上で無料ということで現在も来ておるとい

ふうに思っておりますが、なお、この件につきましては、私も昨年からですので、なお協議、検討をしてみたいとは思っております。この場で即答することはご容赦願いたいと思います。

○議長（山岡義正君） 質疑の途中ですが、11時まで休憩します。

午前10時45分 休憩

午前10時59分 再開

○議長（山岡義正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。

ほかに質疑はありませんか。

23番宮地章一君。

○23番（宮地章一君） 私は1点だけですが、関連の質問で岡峯議員と竹内議員が質問いたしました。

予算要求資料10ページのせまち直し事業でございますが、課長の答弁の中にもありましたように、22年度いわゆる今年度分につきましては、21年度に要望のあった繰越分、すべて繰越分ということでございます。

今本町では窪川地区が整備率が75%、大正がほぼ90%近い整備率でございますが、十和が65%。少しということで、まだまだ十和地区においてはせまち直しを進めていかなければならないというふうに思っております。窪川地区におきましても現在中山間総合整備事業、大型の整備事業に取りかかっておるわけですが、あと5年で80%になるという計画ですので、ほぼ広い面積、広い地域においては完了してしまうということでございますが、私は今朝もせまち直し事業を何とかしてほしいという要望を受けました。今3軒ほど窪川地区でせまち直しをしたいという要望が私のところへ来ておるわけですが、本年度については今の段階じゃ一切ないという状況になっておるわけですが、これは町単でございまして、ぜひこの遊休農地については今年度、今からでもある一定組めるのではないかという思いもするわけです。

耕作放棄地と違いまして、遊休農地というのは狭いほ場で、何とか先祖代々継がれてきた農地を守りたい、お米をつくりたいという農家が、いわゆる2軒ある農家が今申し込みをしておるわけですので、何とか、そんなに多くも出てくるとは思ってないわけですが、今年度の事業として組めないかどうか、町長のほうにお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（山岡義正君） 佐竹建設課長。

○建設課長（佐竹一夫君） せまち直し事業の件ですが、先ほどもお答えさせていただきましたが、国、県の補助に乗らん、どうしても補助事業に乗っからん分を一応四万十町独自の方法といたしまして補助制度を設けまして、申請者個人の方に補助という形で支援している事業でございます。

これにつきましては先ほども言いましたけど、個人、一軒家があつて、生活道で何ともならんという一軒家の生活道対策も含めまして、せまち事業も絡めまして農道整備も当然ありますんで、そういうのを来年度に向けてこれから検討し、またこの制度としては続けていくような考えを今検討中でございます。

以上です。

○議長（山岡義正君） 23番宮地章一君。

○23番（宮地章一君） 今質問をいたしましたけど、もう既に今週に入つて要望があつておるわけですが、その農家の皆さん方の要望には今年度については応じられないということですか。

○議長（山岡義正君） 佐竹建設課長。

○建設課長（佐竹一夫君） それにつきましてもまだ一応今6月ですんで、ちょっと再検討ということでさせていただきたいと思ひます。

○議長（山岡義正君） 23番宮地章一君。

○23番（宮地章一君） 現実には何とかしてほしいという農家が出ておりますので、農地を守っていくという観点からしてもぜひ、今からでも遅くないわけですので、お考えいただきたいというふうに思ひます。その点をお願いしまして終わりたいと思ひます。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑ありませんか。

4番中屋康君。

○4番（中屋 康君） 2点の関連です。

予算書で27ページです。資料のほうでは22ページということであります。教育費の項で中学校費というところの大正中プールの工事設計の委託料の関係です。

これに関して私、先日一般質問の中で大正中学校のこのプールの設置場所についてご質問を申し上げたところでありますが、実はこれを見ますと、設計料として420万、それから補強設計委託料として349万7,000円と出ております。この内訳で、この資料のほうの事業概要というところに、現在プールの地盤沈下、老朽化ということで四万十高

校のプールを使用して、併用していると。早急な設置が必要ということで、この状況では諮っております。

先般私が質問した内容の設置場所の絡みと整理をしておきたいんですが、この関連で見ますと、補強設計ということになると、地盤沈下の補強設計に資するこの設計料なのかどうか、それ、1点確認をしておきたいと思います。

それから、もう一点だけこの関連です。中学校のその下です。備品購入費がありますが、大正中学校の備品購入費1,600万と何がしということで大変大きい予算を計上しています。新しい学校ですので、備品は整備拡充していただくと結構だと思うんですが、この内容ですが、大きい金額、大体どういったものが、粗々と、細かくは結構ですが、どういった備品を購入なさるのか、この2点、お伺いをしたいと思います。

○議長（山岡義正君） 野村学校教育課長。

○学校教育課長（野村和弘君） 予算書27ページの委託料、補強設計委託料の関係でございますが、これにつきましては興津中学校の、ここ、中学校関係の予算でございますので、興津中学校の体育館の補強設計委託料が349万7,000円ということとなっております。大正のプールとは関係ございません。プールのほうはこれから設計をいたしまして、地盤調査なんかはこれからということになります。

それから備品関係でございますが、大正中備品購入費の備品の関係でございますが、現在予算、補正のほうへ上げらしていただいている分につきましては、一応学校のほうからこういう備品が欲しいということで要望を上げらしていただいた分を上げらしていただいております。基本的には学校で現在使っているもので使えるものは、新しい校舎でも使っていくというふうになりますが、大きなものにつきましては図書室等のカウンター、それから特別教室が新たにできておりますので、特別支援教室の移動黒板、それから会議室、それからカウンセラー室、それからワークスペース等が新しく整備されますので、それに関係するテーブルとかいす、あと音楽室の音響施設等が主な大きなものとなっております。

○議長（山岡義正君） 4番中屋康君。

○4番（中屋 康君） 老婆心ながらの質問で恐縮だったんですが、補強設計は関連ないということですので、中学校のプールの位置、そのあたりについては先般申し上げたとおり、再度地域のコンセンサスを十分とっていただいて、最良の場所ということでお願いをしたいと思います。

備品については学校とのコンタクトをとって、しっかり予算化を今からするということでもありますので、これについてもどうぞコミュニケーションをしっかりとっていただいて、充実した設備でお願いをしたいと思います。

私のほうは以上です。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑ありませんか。

26番池本公夫君。

○26番（池本公夫君） 私も3点ほどちょっと質問をしたいと思いますが、先ほどから出てますこのせまち直しでございますが、ちょっと疑問に思ってるがは、国民の税金を使って国調が済んでる地区でも、赤線青線に対して土地家屋調査士の測量が要するという話をちらっと聞きましたけども、せっかくしっかりした国調で赤線青線の面積も出ておるのに、何でまたこれまで要するのかという疑問と、もう一つは、森林の間伐事業でございますが、13ページのこのボランティア。

予算資料の13ページのボランティア活動推進事業。これで1ヘクタール当たり6万円の地域通貨券がありますよね。それと森林組合に対しては、12ページの間伐等支援事業で、森林組合に対しては400万、これも一般財源から出ております。その違いですよね。ボランティアに対しては県からの補助で132万ですか。大体町有林、民有林も相当な面積、約4万ヘクタール四万十町にはあるわけですが、ボランティアでやってるこういう組織に対して町がなぜゼロかと、出すべきじゃないかと。今現在大体6団体あるというふうに聞いておりますが、一所懸命ボランティアで民間の方もやっておられます。それに対して町としては補助が一つもない、これもおかしいんじゃないかなという感覚で私はおります。

それともう一つ。これは全般的な問題でございますが、大体毎年500万を超える、ある一定金額を超えるような補助に対して、こういった補助を出す補助を出すというのを採決して大多数がそのまま通ってます。その結果報告が一つもないわけですから、議会に対してはですよ。それは町役場に対しては、出された組織から、それは結果報告はあると思いますが、聞かん限り報告がないというのも妙に私は納得がいきませんが、決算が済んだ次の議会、そういったときに、主立った事業に対して国民の血税をつぎ込んだものに対しては、やはり結果報告というものを定期的に行うべきじゃないかという思いがいっぱいですが、その点に対してご答弁願います。

○議長（山岡義正君） 佐竹建設課長。

○建設課長（佐竹一夫君）　せまち直し事業の件ですが、赤道青線の件ですが、結局法定外公共物がその２枚の田んぼを１枚に広げようとしたときに中に通ってる場合は、当然今議員さんがおっしゃったように、あくまで個人申請ですので、その個人の地権者において法的な払い下げ申請をするとか、用途廃止して機能交換するとかいう手続を個人がやってもらいます。それに関して、土地家屋調査士とかのそういう経費は当然本人の負担でやってもらわないかんなるわけで、法定外公共物、そして水路とか農道をそのままかさ上げして現在地が変わらん場合はその必要はないということです。

以上です。

○議長（山岡義正君）　武市農林水産課長。

○農林水産課長（武市逸夫君）　ページ１３ページのボランティアの件と、１２ページの間伐等支援事業についてでございますが、この間伐等支援事業につきましては、これはここに、事業概要にありますように、国、県の補助事業の採択要件を満たさない森林整備に対する補助でございます、これは事業主体が森林組合となっておりますが、森林組合を通じまして作業実施者、いわゆる森林所有者に補助が通っていくというものでございまして、１３ページの森林保全ボランティア活動推進事業に町単がなぜないかということでございますが、ボランティアということで無償で奉仕活動を行うというところでございますので、今の段階では町は補助を出すことは考えておりません。

以上でございます。

○議長（山岡義正君）　武内総務課長。

○総務課長（武内文治君）　２６番議員の質問の中で、補助金の結果報告が十分ではないかというような内容だと思います。

それこそ地方自治法の制度の中では、その年度の事務事業の結果については、資料を付して結果の内容と金額の、歳入・歳出の全体について監査委員が年間審査し、それに対する報告をし、町は決算認定を議会に付するという形の流れになっております。その中での数量、数値、その丁寧な説明がないというようなことだと思うわけなのですが、それについては不十分さが十分あるかもしれません。

ただ、全部の補助金の資料を付してということになれば膨大な資料になるということもありますので、そういう意味では、決算の認定の中で審議していただければ、それなりの公表と言いますか説明もできますし、また町としましても決算の公表のあり方、ある意味でもっとわかりやすく説明するなりといったようなことについては努力せんといかんかな

という思いをいたしておるところでございます。

○議長（山岡義正君） 26番池本公夫君。

○26番（池本公夫君） せまち直しの件ですが、当然手続は、それは個人でやることは、それはもうわかっております。ただ、その面積云々というその問題ですよ。例えば100万かかったとする。そして半分補助で50万。それへ対して、土地家屋調査士の調査費というのは結構高いと。私もやったことがない、頼んだことがないのではっきりわかりませんが、2、30万かかるということになると、100万かかるせまち直し、自己負担70万から80万かかるという形になれば、なかなかこれはせまち直しもようやりません。そこら辺をちらっとほんで聞いたがでありますけど、完全に不可能な話ですかということですよ。

それとそのボランティアですけども、町としては全然考えてないということですが、一応やはり四万十川を守るという意味でも、まず森林の整備からというように声を高らかに今までもうたわれてきておりますが、そこら辺ももうちょっと四万十町としたら取り組むべきじゃないでしょうかね。例えば商品券、地域通貨券を発行ということで、この地域通貨券というのはどこまわり使えんらしいですね。これを扱う店、扱える店というのは限られているように、私はお伺いしたところがあるがですけども、一応もうちょっと自由にこのボランティアさんが使えれるような体制もほしいというふうに思います。

それと、もう一点、結果の報告ですが、確かにわかる人にはわかると思いますが、一般町民にはほとんどわからんですね。そしてもう少し、例えばまあ1,000万以下は省くとか、1,000万以上に対してとか、そういった区切りを切ってもいいと思うがですよ。やはり税金を使ってこういうようにやったもんですから、一般町民も知る必要があると思うんですよ。その点、それで考えれば、取り組めれば取り組んでいただきたい。そう思います。

○議長（山岡義正君） 武内総務課長。

○総務課長（武内文治君） 議員のおっしゃる趣旨はよくわかります。

行政評価条例も出てきました。そういった意味で、年度の事務事業の成果というのは、住民にとっても非常に关心のあるところでもございますし、金額の総額だけでなく、もっと具体的にどういうことがどうでき上がったかというようなことも含めて、いろんな形で公表といいますか、説明できるような工夫をしていきたいというふうに思っております。

○議長（山岡義正君） 佐竹建設課長。

○建設課長（佐竹一夫君）　せまち直しの件ですが、3枚の田んぼが1枚になったと。できた後の面積につきましては、10アール当たり、事業費100万円の限度を設定しておりますので、四万十町のほうにおきまして、その面積の計算は現地へ出向きまして町のほうでやっております。

ただ、議員おっしゃるような、そのできた筆を例えば登記する場合におきましては、当然個人の方が登記してもらうわけで、その費用につきましては当然個人ということで。

以上です。

○議長（山岡義正君）　武市農林水産課長。

○農林水産課長（武市逸夫君）　今、地域通貨券が使えるところが少ないというご質問でございますが、四万十町内ではこの商工会の商品券が使える加盟店で使用できるということで、窪川地域では129店が加盟しております。大正では54店、十和では43店、合計226店の加盟店で使用できます。

以上でございます。

○議長（山岡義正君）　26番池本公夫君。

○26番（池本公夫君）　わかりました。

せまち直しは、いや、はっきり言うたらできないということですね。そういうことですね。

この地域通貨券というのも、私も勉強不足で、ある人からその意見聞きましたんで、それほど加盟しているとは思いませんでしたけども、燃料の話をちらっと聞いたがですけども、ある1社でしかというようなことを燃料に関して聞きました。

それで、そこで買うと、かなり普通のところで買うより値段が差があるというような話をちらっと聞きましたんで、それを質問させていただきましたけども。そうでなければ、勉強不足で申し訳ございません。

それと、もう一点、町民に対する税金の結果報告でございますが、極力そういうふうに努力していただきたいと思います。

水産課長、答弁があれば、ない。

○議長（山岡義正君）　武市農林水産課長。

○農林水産課長（武市逸夫君）　燃料の件でございますが、窪川地域ではその石油店が5店加入しております。そういったところで使用可能でございます。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

1 1 番松下和孝君。

○1 1 番（松下和孝君） 簡単に3点ほど。

予算資料の8ページ。環境保全型農業推進事業の天敵製剤の導入とありますが、この天敵製剤とはどのようなもので、効果はどんなあんばいになっておりますか、伺います。

それから、ページ10、先ほどからせまち直しが出てますが、900万円で、あとは18件ですが、大体どれくらいの消化が見込んで、何件ぐらい見込みをしておりますか。

それから、ページ12の間伐等支援事業で、国、県の補助事業の採択要件を満たさない森林整備とはどういったもので、それをまたその国補助事業に乗らないものを森林組合で補助及び国補助事業でやるということはどういうことか、ちょっと伺います。

以上です。

○議長（山岡義正君） 武市農林水産課長。

○農林水産課長（武市逸夫君） お答えいたします。

このページ8ページの環境保全型農業推進事業でございますが、この天敵製剤と申しますのは、例えばダニとか、そういった作物に害をする害虫を駆除する天敵の虫、そういったそれでございます。それを導入するということでございます。

それから、12ページの国、県の補助事業の採択要件を満たさない森林整備というところでございますが、これはさまざまな要件がありまして、例えばうちの1つの団地で30ヘクタール以上とか、そういった要件に満たない小さな民有林の整備をするときに、その代理申請をする際の手続の一部を補助しようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 佐竹建設課長。

○建設課長（佐竹一夫君） せまち直しの件ですが、本年度分の18件につきましては、先ほどちょっと言ったと思いますが、去年、一応20件消化したわけで、その20件でできなかった分がまだ18件ありまして、それを一応積算というか積み上げしまして、900万円の予算を計上させていただいております。

○議長（山岡義正君） 1 1 番松下和孝君。

○1 1 番（松下和孝君） じゃ、全部クリアできると、わかりました。

先ほどの森林整備ですけども、国補助事業に乗らないものを森林組合を通じて国補助の事業をやると書いてますよね。手数料ということで。その辺は、国補助事業に乗らないも

のを森林組合を通じて国補助の事業をやる、代理をやるということはどういうことですか。

○議長（山岡義正君） 武市農林水産課長。

○農林水産課長（武市逸夫君） これは、まず手続が複雑なということで、その申請手続を森林組合が山林所有者にかわって行うというものでございます。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 11番松下和孝君。

○11番（松下和孝君） じゃ、国補助事業に乗られるということですよ。

はい、わかりました。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

21番牧野利恵子君。

○21番（牧野利恵子君） それでは、数点質問をさせていただきます。

まず、予算書のほうで、13ページの総務費の一般管理費ですが、ここの管理費の19節負担金、補助及び交付金の職員の自己啓発と職員の自主研究グループ、それぞれ助成金が出ておりますが、この自己啓発、研究グループ等の活動の中身といいますか、そのことについて、お尋ねをしたいと思います。

次に、予算書の22ページ、農林水産費の中で工事請負費、防災安全施設工事費1,360万。これは予算資料を見てみますと、志和ですかね、志和地区の誘導灯の設置費と書いておりますが、今回の防災のほうで、志和地域のこの計画の中で、この誘導灯、25基設置予定となっておりますが、避難誘導灯、これについて志和地域でも避難経過、避難誘導案内板とともにやっておりますが、この避難計画の中で、志和地区はこれを設置することによって何%ぐらいを達成できているかということです。

それから、教育振興費のほうです。予算書で見ますと27ページ、教育振興費の臨時賃金226万8,000円。それから、社会教育費の、ごめんなさい、ちょっと予算資料のほうから申します。先に教育振興費のほうですが、これは中学生の加力学習支援事業ということで、尾崎知事が非常に子供の学力向上ということに力を入れておりますので、県と町とで50%ずつ補助をしてこの事業を行うようですが、その事業内容と、それから大学生、町内出身の大学生が指導するということになっておりますが、どういう募集の仕方をするのか、また、これについては、町独自でどういうふうな学習指導をするかということ、町のプランというものが出ているのでしょうか。

それから、次に資料説明のほうで、知ることから始まる家庭地域の子育て力強化事業、これも県の支援と、それから町の助成と両方で60万円の補正予算が出ておりますが、これについても、やはり四万十町独自の計画でやられるのかどうかということをお尋ねいたします。

○議長（山岡義正君） 武内総務課長。

○総務課長（武内文治君） 予算書13ページ、総務費、一般管理費での職員研修の関係の質問でございます。

一昨年でしたか、人材育成方針を立てまして、それに対する職員の研修をいろいろやっております。それまでも人づくり広域連合なりとか市町村アカデミーとか、いろんな機関での研修はそれなりに計画を踏んでやっているところであるわけなのですが、職員自らの自己啓発いいですかね、そういった職員同士の啓発とかいったことについては初めての取り組みでございます。そういったことで、額も少ないところでもあるわけなのですが、試行的にこういう形でやって、職員同士グループを組みながらテーマを設定し、それに対して研修していく。それに対するまとめの、丸めの補助金といいますかね、助成金という形の制度でございます。研修については、そういった自己啓発の助成もあるわけなのですが、ちなみに今年からはコンピテンシー評価と言いまして、自分自身を見詰め直す評価と、それから組織、かなりその系のグループなり、相互に1年間の目標を定めてやる、目標管理シートと言うわけなのですが、そういった業務の進め方、お互いコミュニケーションとりながら、一緒になってやっていこうということも合わせてやっていくところでございます。

以上です。

○議長（山岡義正君） 佐竹建設課長。

○建設課長（佐竹一夫君） 漁業集落環境整備事業の東南海地震の地震津波の避難広場及び誘導灯の件ですが、今現在工事としましては、今年度より志和地区へ入ります。それで、ここの漁業集落環境整備事業で整備するのは2カ所です。それで、一応去年度からの繰越分で、本年度、志和のお薬師様のすぐ横のほうに、避難広場を1カ所工事のほうは整備いたします。

それに対して、本年度の予算で集落内に25基の避難誘導灯、道路の曲がり角等に設置いたしまして、夜間の地震津波の避難するときに対処するような誘導灯の25基を計上させていただきます。その達成率の件ですが、漁業集落整備事業におきましては、も

う一カ所小学校のすぐ横へ予定しておりますので、それはまだ23年度以降ということになります。

それから、別に、これは志和地区の志和の浦分地区を対象にしたのが漁業集落環境整備事業、また郷分地区のほうで、本年度もう興津でも始まりますが、農業災害関連の農水省の事業で整備をやるのがまだできておりませんので、その避難の安全な達成率というのは、また今後、パーセントとして今現在は上がってないです。

以上です。

○議長（山岡義正君） 野村学校教育課長。

○学校教育課長（野村和弘君） 中学生加力学習支援事業について説明させていただきます。

この事業につきましては、教育版の地域アクションプランということで、高知県地域教育振興支援事業費ということで、県のほうが2分の1補助してくれるという事業になっております。

この事業につきましては、大学生が休み期間中、地元の中学校へ帰ってきて、児童・生徒の、夏休みでありましたら夏期学習等しておりますので、そのときに先生について補助的な指導をしていくというような計画をしております。

また、2月、3月につきましても、ちょうど受験シーズン前ではありますけど、その授業中に、先生の補助的なところで授業に入って指導をしていくという計画をしております。また、地元の学校を卒業した大学生ということになりますので、大学受験等も経験しておりますので、そういうところも見まして、お兄さんお姉さんの的な立場で中学生等の指導をしていくということを計画しております。

募集の方法につきましては、今現在考えておりますが、地元の大学のほうへ、地元、四万十町出身の大学生の中で希望者を募ろうかと思っております。また、各中学校の卒業生で大学に行っているという情報も得ながら、来ていただける方を探すというような予定にしております。

○議長（山岡義正君） 山本社会教育課長。

○生涯学習課長（山本弘光君） 資料23ページの知ることから始まる家庭地域の子育て力強化事業についてご説明させていただきます。

最近、非常に地域の子育て力、それに比例をするように、家庭の子育て力というのが低下をしておるんじゃないかということが言われております。

まずは、この事業というのは、その地域の方々、保護者の方々にどういうところが問題なのか、どういう形で動いたら地域の教育力が上がるのか、保護者はどういう形で子供たちに接していったらいいのかということを知っていただくということで、著名な先生のほうをお招きして、講演をいただいた上で座談会等も開いて、いろいろな悩み事、それから方法論をご検討いただきたいということで、教育アクションプランのほうで県から補助事業がおりるということになりましたので、生涯学習課のほうで、できるだけ地域の子育て力を上げていこうということで企画した事業でございます。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 先ほど、議長が指名しました、山本社会教育課長と申しました。すみませんでした。生涯学習課長です。どうも失礼しました。

2 1 番 牧野利恵子君。

○2 1 番（牧野利恵子君） 先ほど、職員の自主研修や自己啓発ということ、これは大変私たちも、私も先日の一般質問の中で職員の意識改革というところでは、ぜひやっていただきたいと思うのですが、これはもう年齢制限とかございませんか。

それと、ぜひ若手の育成ということがまずは大事じゃないかなと思います。

先日も半平旅館のほうで、町の職員さんがまずその中心になってやったと思いますが、手仕事市のようなのを。これ、私は町の事業かと思っていたんですが、そうではなかったかどうかわかりませんが、そういう、ちょっとそこのところもお聞きしてから次の質問に移りたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

それと、先ほどの志和は、興津が一番、これ津波、今後の南海地震というところでは大変懸念されておりましたので、興津のほうから着手して、そういう津波対策等、地震対策をやっております、やっとならばこれから志和にかかってくるということでございますが、ぜひ志和の人にも安心・安全な地域づくりということでは、この工事は進めていただきたいと思いますが、避難誘導灯は、やはり興津にあるようなそういう誘導灯のことですね。ちょっとそこところをお聞きしたいのですが、ぜひ、これは地元の企業ですが、非常にこのことについては、早くから風力とソーラーを両方使いまして、そういう避難誘導灯を製作されている地元に優秀な企業もありますが、地元企業を優先されるかどうかということ。ぜひ優先してほしいと思いますが、その点についてお伺いをしたいと思います。

それから、中学校の加力事業ということで、これは全中学校への実施ということですね。そして、それを生徒にとったら、希望者だということですが、生徒の学力等にそれぞ

れ差があると思いますので、その点、学校の先生方とどのように協議をしていくかということ、また指導の学生の募集ということでは、もう少し広いところで、あるいはインターネットなども通じて出身、多分夏休み中などにアルバイトといいますか、家庭教師をしたくてもできないような、そういう方がいらっしゃるかも分かりませんので、早い時期からそういう募集もしてみてもどうかと思いますが、いかがでしょうか。

それと、地域の子育て力強化事業ということで、これはそういう事業を始めるときには、ぜひ地域力ということでは広く地域のほうにも、保護者だけではなく地域のほうにも呼びかけていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山岡義正君） 武内総務課長。

○総務課長（武内文治君） 職員研修にはいろんな形があるわけなのですが、1つは初任者研修から始まり、採用10年とか、係長、課長研修とかいった階層別研修と、それから実務を執行する上で必要な能力を研修する実務研修とがございます。それについては、町が募集をかけながらとか、年齢に応じて命令で行く内容でございます。ただ、今回の職員の自己啓発なりとか自主研修グループについては、自らが課題を見つけてグループを決めながらとかいったような提案型と言いますか、そういった内容の研修でございます。

○議長（山岡義正君） 佐竹建設課長。

○建設課長（佐竹一夫君） 誘導灯の件ですが、誘導灯の機種の種類につきましては、当然ながら興津地域でもずっとやってきましたが、当然地域の皆さんのいろんな意見も聞きまして、当然地元企業もありますんで、そのあたりは考慮しながら検討しております。志和地域の分につきましても、地元の地域と先々週ですか、つける箇所についてなんかの協議もいたしまして、現在進めようところですが、ソーラー式を一応地域のほうは要望というかありまして、うちのほうの考えはソーラー式で考えております。

ちょっと風力、興津なんかは風力もついてます、確かに。志和は特にまた路地が狭いもので、家がかなり接近してまして、高齢者の方も多いということで、ちょっと音が出る分がありまして、そういう面のクリアも今後できれば、当然地元町内にある企業なんかもありますんで、検討をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（山岡義正君） 野村学校教育課長。

○学校教育課長（野村和弘君） 中学校、四万十町6校ありますが、今、夏季研修なんかをほとんどの生徒が授業を受けているという実態でございますんで、希望者と申します

か、全児童・生徒を対象にやりたいと思っております。

それと、学校との協議でございますが、まず校長会のほうでこういうことをやりたいということを説明させていただきまして、具体的なスケジュール等とか内容につきましては、また学校側と協議していくことになると思います。

それから、ホームページということがありましたが、その関係につきましては、ホームページに載せるよう、ちょっと研究というか検討させていただきたいと思います。

○議長（山岡義正君） 山本生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本弘光君） お答えいたします。

地域の呼びかけということのご質問でございましたが、当然地域の子育ての力を強化しなければなりませんので、開催は学校区1回、今年はですけども、1回行うことにしております。それぞれの地域には色合いがあると思いますので、地域全員の方に、保護者も含め呼びかけて集まっていただきたいというふうに考えておるところです。

以上です。

○議長（山岡義正君） 武内総務課長。

○総務課長（武内文治君） すみません。答弁漏れがございました。

手仕事市という話がございました。職員の中では業務外といいますか、そういった手仕事市、ものづくりに携わるとか、それから地域安全の関係で演劇の活動をするとか、いろんな活動がございます。そういった意味では、この制度も使いながら、そういった地域での活動、職員が地域に入ってということを議会でもたびたび言われておるわけなのですが、そういう業務外の活動についてもできる範囲支援していけるような形にしたいというふうに思っております。

○議長（山岡義正君） 21番牧野利恵子君。

○21番（牧野利恵子君） はい、ありがとうございます。

年齢制限があるかどうかということは、ひとつ併せてご答弁いただきたいと思います。

私は、この間の、たくさんいろんな場所で若い職員や、あるいはそうでない職員も、地域の中でさまざまな事業と一緒に地元の方とやられたり、また自分の能力を発揮してやっておられることと思います。そういう意味でも、資金面とかそういうことだけでは、やっぱりこれは役場としても支援するという、精神的な面でもそういうのは大いに頑張ってやってくれと、そういうところをぜひお願いをしたいと思います。

それから、教育の面ですが、私、やはり子供の学力をつけるというのは家庭が一番です

ね。で、家庭で落ちついて学習するという環境、もちろん学校の中で補習学習というのも大事なことです、この家庭学習をどうつけるかということ、これは大学生の家庭教師をつけるということだけではなくて、そういう取り組みを今後どうしていくかということ、そこに力を入れなければならないと思いますが、その点について、最後にお答えをいただきたいと思います。

○議長（山岡義正君） 武内総務課長。

○総務課長（武内文治君） すみません。答弁漏れの答弁漏れがあったのですが、年齢制限というのは特にないわけなのですが、多分職員研修ということであれば、業務として基本的にはその能力を発揮していただく目的ということですので、59歳なりとか、定年前の人はなかなかそういうことには無理だと思いますし、そういうことは基本的じゃないわけなのですが、そういう通常の判断の中での内容になってこようかと思います。

○議長（山岡義正君） 宮崎教育長。

○教育長（宮崎 勲君） 家庭学習の点について、お答えをさせていただきたいと思います。

私は、やはり教育の原点は家庭にあるというふうに思っておりまして、家庭学習というのは非常に重要な位置を占めると思っております。各学校訪問なんかでも校長先生等の幹部職員との懇談を一定長時間やるわけなんです、やはりどことも家庭学習を重視しまして、それぞれ工夫して、各学校も手引き等を作成して行っております。やはり中学生ぐらいになりますと、家庭での自学習といいますか、自ら学ぶということが加わらなければ、やはり理解できない、あるいは学習が進んでいかないということを私の経験からもそういうふうに感じます。やはり家庭学習というのは非常に大事でありますので、今後とも各学校とも連絡取り合いながら進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（山岡義正君） ただいま質疑の途中ですが、ただいまより昼食のため、1時半まで休憩します。

午前11時48分 休憩

午後 1時28分 再開

○議長（山岡義正君） 時間前でございますが、休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑の継続中です。

ほかに質疑はありませんか。

25番宮崎南海男君。

○25番（宮崎南海男君） 予算書の7ページですが、全体のことについてちょっとお伺いしたいですが、今回の補正額は7億6,500万であります。この財源内訳としては、私、ちょっとパーセントで計算したんですが、国庫支出金が4億1,770万4,000円。これで、54.6%、地方債が5,780万で7.6%、その他2,319万3,000円で3%、それから一般財源、これが2億6,630万3,000円で34.8%。これ、私が計算したんですが、間違いないと思います。

そこで、特段の規制とか基準とかいうのは、この財源内訳の割り振りとかいうのものはないわけでしょうけれども、7億6,500万のうちで、一財の持ち出しが34.8%、まず35%というこの全補正額に対する一財の負担、持ち出しの分については、予算編成としては理想的ながでしょうか、普通でしょうか。規制はないと思いますが。事業によって補助のつくのもあれば、一財のつくのもつかんのもあるわけですから、その割り振りには変化あると思いますけれども、これだけの7億6,500万という補正額に対して、一財の持ち出しは35%というのは、理想的な予算編成のあり方でしょうか。

それともう一点、これは基準というものがなければ、一概にどうこう言えんかもわかりませんが、特定財源のうち、つまり依存財源になるわけですが、その他というのがありますが、これは受益者負担等が含まれると思いますが、その他というものはどんなもんが含まれてましたかね。この点を2点お伺いしたい。

○議長（山岡義正君） 山脇総務課財政班長。

○総務課財政班長（山脇光章君） お答えいたします。

今回の補正につきましては、町長の提案理由等々でご説明申し上げましたとおり、当初予算が骨格的予算として編成をされました。その中で、基金の取り崩しも繰り入れもなく、地方交付税もある程度余裕を持って当初予算が編成をされました。

その後、今回の補正は肉づけ政策的な、当初予算での計上を見送っておりました肉づけの政策的な経費、それから緊急に措置をしなければならない修繕とかについて予算を計上をさせていただきました。

その中で県の産業振興計画等の地域アクションプランの県の単独事業、国庫補助事業も含め編成をして、結果的に一般財源が2億6,630万3,000円。この一般財源につきましては、5,000万円が金上野の分譲宅地の収入予定額5,000万円、残り2億1,630万3,000円が予算書の8ページにございます留保といいますか、予算を控

えておりました普通交付税を計上をさせていただきました。

今回ほとんどが国庫補助事業、県の補助事業ということで編成をしておりましたが、一般財源の持ち出しの事業、こういう結果になったということで理想といいますか、一般財源を少なく計上するのが一番いいわけですけど、現在把握できる特定財源を見込んだ残りが、結果的に2億6,600万程度ということになっております。

それから、予算書の7ページにございます歳出予算の事項別明細書のその他の欄でございますが、その他の欄は、上の6ページにございます分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、諸収入の合計で2,319万3,000円となっております。分担金、負担金については事項別明細書のほうにも書かれてありますが、受益者の負担金等々ございまして、事業に伴う特定財源をまとめてその他として、予算書のこの明細書では表示をさせていただきます。

以上です。

○議長（山岡義正君） 25番宮崎南海男君。

○25番（宮崎南海男君） はい、よくわかりました。

そうですね。私は出ることにしか言いませんでしたけど、今回入ってくる分も一財の財源として含まれているということでございますので、よくわかりました。

それで、財産収入についても、特定財源のその他ということでございました。はい、わかりました。ありがとうございました。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

24番氏原郭君。

○24番（氏原 郭君） 1点だけお伺いいたします。

補正予算書の18ページです。労働費についてをお伺いいたします。

この一般質問でも臨時賃金というよりは、削減の方向でという話がありましたが。

（「残業」と呼ぶ者あり）

残業の話です。残業の話もありましたが、労働費としては2億700万円組んじゅうわけですが、この3月たった時点で緊急雇用創出事業が100万円減ったと。その3月の間に減ったにもかかわらず、臨時賃金として90万円出ているという、その臨時賃金はどのようなもので、どういうふうにする予定があるのか、その点を1つだけお伺いいたします。

○議長（山岡義正君） 市川商工観光課長。

○商工観光課長（市川敏英君） お答えをしたいと思います。

これは緊急雇用の関係でございまして、２２年度分を昨年度末、３月に一応確定しておりましたけども、新たに観光イベント等の事業に取り組むということで県に申請をしておりました。その分がついてきましたもんで、今度計上したわけです。

これは、通常ならば、どこかの、どう言いますか、法人とかいうところに委託したりするわけですけど、そういうことで基本的に最初の段階では委託事業のほうに組んでおりましたが、町が直轄の事業として今度取り上げましたので、その分で計算を振り替えたということになります。したがって、直轄の部分で上がった分は、今でいう委託の部分が要らなくなったということになりますので、その分を持ってきて財源に充てたということで、全体額では変わっておりませんが、それを委託にするか、直轄にするかということでこのような形になっております。振り替えたということになりますので、よろしくお願いします。

○議長（山岡義正君） ２４番氏原郭君。

○２４番（氏原 郭君） 我々としては、その委託の部分というて簡単にこう言われても、そしたらどの部分が委託であってという、はっきりしたその箇所づけの部分は決まらないというわけですか。その委託の部分があって、これが変わったということやったら、はっきりした、我々にもわかるんですが、何かわからない、解釈しにくいところがありますので、よろしく。

○議長（山岡義正君） 市川商工観光課長。

○商工観光課長（市川敏英君） 最初のほんなら位置づけが、今度はここに来たのかということにもなろうかと思えますけれども、当初の計画段階では、もっと早い時期に計画もしておりますので、ちょっと余分的な、今年うちが計画ができるだろうという部分まで入っております、予算的に。したがって、この部分がここにいたということではないのですけれども、当初の計画が、２２年度の県に上げた計画に上げたときにちょっと少なめになっておりましたので、今回はまだ余裕の部分振り替えたということになります。

したがって、今までこの事業をどっか民間にお願いしようとして、町がそれを行ったということにはなりません。

○議長（山岡義正君） ２４番氏原郭君。

○２４番（氏原 郭君） そしたら、その書き方によっては臨時賃金でもない、普通の賃金でも構んということですか。この書き方では臨時賃金ということで書いてますわね。そ

れで、その委託の賃金の書き方でも構んという、わざわざ臨時という書き方があるんで。

○議長（山岡義正君） 市川商工観光課長。

○商工観光課長（市川敏英君） 大変こう言い回しが悪うてわかりにくい部分が申し訳ないと思います。

これは町のほうの直轄ということになりますので、臨時賃金という表現で出しておりますけれども、これは直轄の、うちの課になりますけれども、商工観光課のほうでイベントをいろいろと煩雑に今やっていますので、そういう整備の必要もありますし、そういうことで、今回新たに、言わせていただくと、四万十町にある三大祭りがあって、そのうちの一部の台地祭り等があって、それが「米・こめフェスタ」と分かれたり今しています、こまごましたことを言わせていただくと。そういうところで、その整備等も含めて新たに事業の、イベントの整備をしていかななくてはいけませんので、その部分で今回出しました、県のほうに。

そうすると、従来はいろんなことはほとんど委託事業で出しているんですけども、この分は町の単独ということになりますので、臨時賃金ということで上げてきたということですよ。ちょっとわかりにくうて申し訳ございません。また、わかりにくかったら、後ほどしっかりと説明をさせていただきますので、ひとつ今のところはこれで容赦願いたいと思います。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

10 番田邊哲夫君。

○10 番（田邊哲夫君） 段々質問ありましたので、同僚議員の質問以外のことについて質問してみたいと思います。

まず、歳入の件で、先ほど宮崎委員からも質問があったわけですが、当初は骨格予算ということで、地方交付税についても重要財源という形で留保していたものを、今回2億1,000万ほど普通交付税を計上してきたわけでありますが、来月あたり確定すると思いますけれども、普通交付税、およそこういう情勢ですので、自治体にとってみれば、普通交付税が非常に重い財源を占めるわけですが、見通しについておよそわかればお示しを願いたいというふうに思っています。

それと、9ページの市町村合併補助金を今回1,100万ほど計上をしているわけですが、この合併補助金は四万十町総額どれくらいの額が来る予定であったのかどうか、ちょっと忘れしたので教えていただきたいのと、先ほども財政班長からも答弁あったわ

けですが、今回金上野の財産収入で、11ページですが、分譲に対する収入が5,000万計上されて、その他の財源という形で計上されてきたわけですが、あの分譲の団地の造成については、ちょっと記憶がありませんが、施設整備基金の取り崩しでやったのかなというふうに、わかりませんが。これから、あの金上野団地はだんだん分譲され、売却されていくその金額を、今後そのたび補正の中でその他の財源として使っていられるのかどうか。できれば基金として残しておったほうがいいのではないかなと思ってますが、今後の、分譲後の財産収入どうしていくのかについて、ご説明をいただきたいと思っています。

それと、地方債の変更が今回もありました。その中で、今回合併特例債として10億の計上ですが、変更後の計上ですが、18年に合併してから、この事業債を6月計上でどれくらいの額になっているかちょっとお示しを願いたいのと、今回過疎債の金額も約1億変更、上がっているわけですが、これは新たに過疎債が延長されたということで、その分を約1億計上したのかなと思ってますが、そうなのかどうなのか教えていただきたいというふうに思います。

それで、歳出に入りますが、榊山については言いたかったですが、まあ質問がありましたので、また担当課長からもいろいろ今後聞いてみたいと思います。それは省きます。

続いて、28ページの予算です。

28ページの四万十緑林公園の管理運営費の中で、電話の新設工事が96万、わずかな金額ですが、今どき電話を新設というのはどういうのかなというふうに思いましたので、教えていただきたいというふうに思います。

それと、一番聞きたいのは教育の中でバス、スクールバスとマイクロバスの買い上げの予算が計上されています。スクールバスについては、当然補助金をいただいて購入するというのが本来のあり方だと思いますが、一方のマイクロバスは先ほど言いました市町村合併補助金を活用したいということでの計上ですが。今、総務常任委員会でも、また企画課のほうでも公共交通のあり方について、特に企画課は地域に入って住民との話し合いも進めておられます。

補助金で購入するといろんな意味で制約があるわけです。特にスクールバス。そういった観点から総合的に公共交通の検討も十分考慮して、なお補助金をいただいてマイクロバスやスクールバス、購入することが本当によかったのかどうかの検討したのかどうか、非常に私疑問に思っています。ただ、補助金があるから買うという、購入するとい

うのか、そのあたりも十分私は検討すべきだとずっと思ってました。特に今後、庁舎の建設等もあって、場所も今後検討せなければなりません、いろんな意味で、デマンドバス等いろんな考え方もあろうと思いますが、そういった観点も踏まえての今回の計上なのかどうなのかについて、執行部の考え方をお伺いをしてみたいというふうに思います。

前後しますが、すみませんが。それと、予算資料で今度いきたいと思いますが、予算資料の8ページで、これはあのクライנגルテンの予算の内訳ですが、乗用の芝刈り機を89万3,000円かけて購入したいということで計上されてます。今から芝生を植えるという予算も出ているわけですが、どのくらいの面積の芝生を植栽していきたいのか、それによって、この芝刈り機の大きさも決まるのではないかなと思ってますが、その点、1回目の質問はそれで、そのことについては聞きたいですが。

それと、予算資料の14ページで、株式会社けんかまにシイラを売却をし、けんかまで地元産の農産物も含めて加工をするがための機械を今回計上をしています。普通は事業主体の場合は、今までは大体町内の業者なり組織なりに、事業主体になって予算の執行してきたわけですが、特に今回は町外の株式会社けんかまさんが事業主体になって加工機械等の補助金を出すということですが、そのこと自体が悪いと思いませんけれども、特に漁業振興については大変執行部も議会も関心のあるところであります。

ただ、興津のマヒマヒの組合が本当にシイラを年間けんかまさんに十分活用してもらえだけの原料の供給ができるのかどうか、私にはわかりません。そういった意味で、しっかりとマヒマヒさんの計画があれば結構ですが、機械はけんかまさんに入れたけれども、失礼な言い方ですが、けんかまさんは別の事業というか加工品をやっているものでね、それが主体に使われるようになっては、私は事業主体になってもらうことはどうかという、私は疑いを持って質問するわけですが、その点について興津のマヒマヒ組織としっかりと供給体制もとった上での今回の補正計上なのかどうかについて質問をして、1回目の質問を終わります。

○議長（山岡義正君） 山脇総務課財政班長。

○総務課財政班長（山脇光章君） お答えいたします。

今回の補正での歳入でございますが、予算書の8ページの上段にあります普通交付税でございます。普通交付税を今回は2億1,630万3,000円計上をさせていただきました。これによりまして、普通交付税の累計が60億1,593万2,000円となっております。今回、算定はまだできておりませんが、7月なり選挙後になろうかと思いま

す。見込みにつきましては、21年度の決定額が61億7,100万程度でございました。今回、22年度の見込みとしては、61億8,800万程度と見込んでおります。今回計上をさせていただいています分を差し引くと、1億7,200万程度はまだ留保ができていないかと現在考えております。

それから、市町村合併補助金についても併せてお答えします。

市町村合併補助金は、合併後のまちづくりに対しまして、2億7,000万円、四万十町に交付されると、限度額は2億7,000万円。今回、1,187万円を計上をさせていただいておりますが、残り4,800万程度は合併補助金の事業として合併補助金が活用できると考えております。残り補助金は4,800万程度でございます。

それから、金上野団地の分譲住宅につきましては、分譲宅地ということで地方債、それから、一部昨年国庫補助金も追加できましたけど、ほとんどが一般財源で投入をしております。一部基金の繰り入れはそれほどはなかったわけですが、一般財源を投入して、1億5,000万程度は投入をしておるということで、この分譲宅地の収入があれば、それは今後の公共施設等々に活用できる施設整備基金等に積み立てていきたいということで今計画しております、今後また執行部と案を練りまして、またご報告をさせていただきたいと思います。

それから、地方債につきましては今回各事業の見直しを含め、予算書の12ページに地方債の内訳がございます。新たなホビー館整備と携帯電話の整備に過疎対策事業債を活用したいということで上げております。

合併特例債につきましては、平成18年度から今回計上している分を含めると、総額26億2,200万となります。そのうち基金に積み立てる部分が5億1,250万円で、差し引き実際のハード整備に活用するものが21億9,000万円、21億900万円、すみません。21億900万円をハード整備に活用してきたということとなります。

以上です。

○議長（山岡義正君） 山本生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本弘光君） 28ページの15節、四万十会館の電話の新設工事96万4,000円について、ご説明させていただきます。

平成22年4月の14日なんですけども、主な原因としては、停電から始まったわけなんですけど、はっきりとはいたしておりません。

四万十会館の電話のほう故障いたしまして、本体含めて5台の端末といいますか、子機

があるわけなんです、すべての電話から、1台だけは生きておるんですが、あとの4台から外線もかからなくなりましたし、内線もつながらなくなったという状態になりました。N T Tのほうとかなり協議をいたしまして、何とか修繕ができないものか、こんな高額なものなのかということで、いろいろお話を申し上げたわけなんです、会館のほうは平成7年に開始しておりまして、もうかなり15年という経過がたって、その機種がございません。したがって、修理部品等も全くN T Tのほうには保管をしてないということで、全部を取り換えるということになりました。したがって、修繕という形ではなく、新設という形で計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 野村学校教育課長。

○学校教育課長（野村和弘君） スクールバスの購入に関して、公共交通等の検討をされたかということでございますが、公共交通のあり方につきましては、担当課のほうで何年か前から協議されておるところでございます。その中でスクールバス関係もありますので、教育委員会も中へ入って協議しているところでございますが、21年度、前年度につきましては、私の記憶している限りでは、その会は持たれておりません。ただ、それで今回、予算、車3台分上げらせていただいておりますが、今回の3台分につきましては、23年度4月統合の関係でバスを購入するということもありまして、国の補助等の関係で、補助を受けて購入するというので、3台分上げらせていただいております。

なお、公共交通の会につきましては、来週月曜日だったと思いますが、話し合いのほうは持つとなっておりますけど、それ、いわゆる予算を計上させていて、うちの計画のほうでは、もう国の予算を受けて購入するという予定で進んでおります。

○議長（山岡義正君） 武市農林水産課長。

○農林水産課長（武市逸夫君） 市民農園の芝刈り機の面積の件でございましたが、面積につきましては、1, 270㎡でございます。

この芝の成長が非常に早いので、最低でも1週間に1回は刈り込む必要があるということで、購入を予算を補正させていただいております。

それから、けんかまについてでございますが、これはシイラの練り製品が非常に評判がよいということでございまして、現在けんかまにちくわの製造ラインが2ラインあるということですが、いっぱいということで、新たにシイラ専用のラインを1ライン増設したいと、同じ建物の中へ。そういったところで、今回新たに入れる機器は2本できるもんを整

備する計画でございます。

それから、きのうの一般質問でも申し上げましたけれども、けんかまとマヒマヒ丸企業組合につきましては、数量の取引の計画を連携して立てておりまして、23年度は108トンの取引をしたいと。順次上げていきまして、最終的には118トンまで上げていくと。これは製品でございますので、現では製品率が50%ちょっとでございますので、約倍の原料が要するところで、現在の漁獲量でいきますと、それは達成できるんじゃないかと考えております。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 仲管財契約課長。

○管財契約課長（仲 治幸君） 先ほど議員さん言われました金上野の分譲地の収入5,000万でございますけども、先ほど財政の答弁と重複するかもしれませんが、13ページ、財産管理の25で、議員さん言われましたように、基金として積み立てるよう計上をさせていただいております。

○議長（山岡義正君） 10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） それぞれ答弁いただきました。

歳入については財政班長から説明をいただきましたので、大体理解をいたしました。

ただ、今の答弁の中で、合併特例債については21億余りがもう既に既決予算、今回もあるわけですが、6月補正終わって、これが採択になれば、21億余りが特例債の事業として活用してきたということであります。

今後のさまざまなハード事業に、当然特例債事業も活用していく事業もあると思いますが、あとの特例債としての活用する限度額を町長としてどうお考えなのか、どういった事業に使っていききたいのか、そこら辺の今後の財政との絡みがありますので、そのお考えをお示しを願いたいというふうに思っています。

歳出も関係あるわけですが、私はマイクロバス及びスクールバスについてですが、補助金を活用することは決して無駄でもありませんし、大事な活用の仕方だと思いますけれども、やはりここ一、二年の間に公共交通の問題もある面めどをつけていく時期ではあると思っています。補助金の活用が、後でしまったということにならないように私はしたいと思っていますし、たびたび旧大正町のことを言って恐縮ですが、今度ホビー館が建設をされようとしています打井川の体育館は、あれも補助金を使ってやろうという話が、旧大正の執行部からあったときに、どうしてもあの企画が補助金に頼るとなると規模も大きくな

るということもあって、今後打井川小学校の児童・生徒も減少する中で、補助金いただいて、児童数に見合った以上の体育館を建てるよりも、町独自の自主財源でやったらどうかという検討のもとで今、結果的にはそのほうがよかったような記憶もあるわけですが。非常にこのスクールバスについては、3台も購入されますので、ひもつきのスクールバス購入が本当にいいのかどうなのか。今日採決まで行きますが、近々の必要なバスですので、購入しなければならんと思うのですが、そこら辺あたりまでやはり慎重に考えた上での計上であってほしかったなというふうに残念に思います。

それと、前後しますが、すみません。けんかまの問題ですが、当然今の担当課長からの答弁、大事な計画ですし、その実行に移してもらいたいわけですが、当然自然の幸を計画することはなかなか難しい要素もあるわけですが、確実に契約を交わしてないと、自分も百姓として、例えば市場へ出す場合と、どこへ出す場合、どうしても値段が気になるわけですね。農産物もそうですが。高けれりゃ、そのほうへ売りたいと。同じものをつくって安い高いとなれば、高いほうへ売りたいのは、これ、人間の心情です。ところが、契約となるとそうはいかんわけですね。高かろうが安かろうがその値段で設定された場合は、トータルで物事は考えないかんわけですが、そこら辺の計画をしっかりと契約がなされた上で、けんかまさんとマヒマヒさんが年間これだけの数量を計画していますということの話のようですので、そういう形でぜひ興津の所得の向上につながるように、担当課長もしっかりと見守ってほしいというふうに思っています。

それと、1回目の質問で抜かってましたが、農業の問題で初めてこの計上されます、予算資料の9ページで、生産組織が桐島畑といわれる組織ですが、有機栽培されたショウガを原料として加工してきたと。これからも需要があるので、加工施設の整備等、ボイラー、冷蔵庫の整備をしたいということの補助金をつけています。

事業主体は今言いましたように桐島畑という、これ畑という、桐島畑というところがあるのかどうか分かりませんが。この事業主体というのが、どれだけの生産組織なのかどうかちよっとわかりかねますので、もう少し詳しくご説明をいただきたいし、有機栽培ショウガというものを、じゃ、十和地域で今現在どれだけの方が栽培されて、今後十和地域含めてどういう計画を持たれてこうなのか。ひょっとしたら個人ではないと思いますが、そこらあたりの内容をお示しを願いたい。

それと、企画の携帯電話のこれも、今回も補正がされていました。説明資料の2ページですが、今回の補正計上が、東北ノ川、中打井川、烏手の3地域3カ所の補正予算です

が、今回の6月定例でも、窪川地区の方から携帯電話が入らん、何とか早めに解消してほしいという要望も総務常任委員会に付託されて審議をしたところですが、今後、ますますこういう要望が議会や執行部に出されるケースがあるかと思います。

特に、窪川・大正地域はケーブルシステム事業が完了し、テレビは加入したら映りました。防災屋外告知放送も放送されています。しかし、まだまだ大正地域・窪川地域にも中継のアンテナを立てたけれども電波が流されてない。いつ自分たちの地域が電話が使えるという地域がたくさんあります。そういった意味でも、もう少し事業の進捗を進めていただかなければ、せっかく基地はできたけれども電波が流れてないという状況ではいけませんので、今後こういった事業が増えてくるということも想定されますが、提案説明であったかわかりませんが、今後町としてはどういう地域を想定されていくのか。また、電波が流れてない地域がまだまだ、窪川・大正地域の基地はできたけれども、電波が通ってないがために確認のしようがない地域もあるわけですね。そういったことが、電波が供されてから地区地区にそういうことがあったら、今後どういう計画をお持ちなのかについて説明を願いたいと思います。

芝刈り機については、約1, 200㎡、1反2畝ですので、乗用が本当に必要なのかどうなのか。買うのはいいですが、本当に必要かどうかの考え方ですね。90万近く、21馬力の乗用にしなきゃならんのかということが非常に、私、疑問。1反を刈るのに何人かで押していくのでもいいのではないかなと私は考えますが、どうしてもという提案説明があれば答弁をいただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（山岡義正君） 高瀬町長。

○町長（高瀬満伸君） それでは、私のほうから1点お答えさせていただきます。

合併特例債ですが、総合振興計画で計画しておりますもののうち、あと合併特例債を使った事業として予定しておりますのは、庁舎の建設と、そしてし尿処理施設、大きなものとしては、この2カ所というふうに思っております。

○議長（山岡義正君） 山脇総務課財政班長。

○総務課財政班長（山脇光章君） お答えいたします。

先ほど町長も申し上げましたが、合併特例債につきましては、限度額、合併特例債まわづくり基金へ積み立てる基金事業を除きまして、ハード整備として活用できる合併特例債は85億8,790万円ございます。

総合振興計画前期実施計画の平成23年度まで、小・中学校の耐震化事業等が終わる平成23年度までは、24億6,300万円を活用する計画となっております。その残りが61億2,400万円となっております、後期の総合振興計画等々で活用が図れるものと考えております。

以上です。

○議長（山岡義正君） 敷地企画課長。

○企画課長（敷地敬介君） まず、最初にさっきのスクールバスの件なんですが、議員おっしゃられるように、企画課のほうで今、公共交通の見直しということで取り組んでおります。この窪川地域のスクールバスの購入ということで、教育委員会とも近々協議をしなければいけないところでありまして、今後窪川地域の具体的な見直しを図っていくに、今度買われるスクールバスと実際公共交通。一般の方がスクールバスを利用するということも可能ですので、ここらあたり実際どういう形になっていくか、今後検討していくところであります。先ほど、学校教育課長も言いましたが、来週には一度協議もする予定です。

続きまして、携帯電話の件なんですが、携帯電話、今年度3カ所工事をするようにしてまして、今後残っている地域、この地域が、今企画課のほうで把握しているところで、集落で10戸以上の世帯のところ、いまだに入らないと考える地域になりますが、この地域としまして、窪川地域の道德、志和峯、上秋丸、大正地域の芳川、大正川ノ内、これが10戸以上の集落で、今、携帯電話の圏外エリアと考えられる集落と考えております。

この5つの集落につきましては、県のほうへ事業要望を来年度には行って、できれば来年度に工事のほうを、事業のほうへ着手したいとは考えております。これで、集落で言いますと、机上といいますか、四万十町内で10戸以上の世帯のある集落はすべて入るような形にはなるんですが、実際電波を流してみないと各どの集落においても入らない、家々で見ますと入らないところもありますので、これにつきましては、この来年度済んだ後にまたもう一度調査をしまして、また次の対策を考えなければいけないと考えております。

○議長（山岡義正君） 林十和産業建設課長。

○十和産業建設課長（林久須男君） 有機栽培におきますところの加工利用施設整備補助金事業の中で、桐島畑でございますが、今現在、桐島畑、個人の方が有機栽培等でショウガ、また、その他の作物を生産をしておるところです。

現在の栽培の面積でございますけども、現行120アールで、現在モロヘイヤなどの有機栽培を手がけておるところです。

将来的には、この加工場なのですが、実は桐島畑さん個人ではありますけれども、連携事業者四万十ドラマ等の連携をとりまして、将来的にはジンジャーシロップ等の生産を拡大していきたいということで、今計画をしているところでございます。

○議長（山岡義正君） 武市農林水産課長。

○農林水産課長（武市逸夫君） 芝刈り機についてお答えします。

これは先ほども申し上げましたが、最低でも週に1回は刈り込まないかと、余計成長するときには2回ぐらいは必要だということで、この芝につきましては、現在学校の校庭緑化なんかに使われております踏まれても強い種類でございまして、刈り込みをすることによって強くなっていくという種類でございます。

それで、最初管理者と話をしましたときに、運動公園にございます、窪川の。そこで、それを借りろという話になっておりましたけども、一緒に見に行ったときに、とても大きくて運べるようなもんじゃなかったということで、借りてきても置く場所にも困るということで、非常にコンパクトな機械があるというところで、今回補正に上げたところです。

この機械につきましては、週に1回、2回でございまして、その他の使っていないときにつきましては、ほかのところの公園、例えば轟公園とか、そういったところにも一緒に使うようには、話をしております。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 敷地企画課長。

○企画課長（敷地敬介君） すみません。答弁のほうが抜かっておりました。

携帯基地局からの電波の発信なのですが、これ、21年度に整備しました窪川地域と大正地域の基地局につきましては、この6月中にはすべて発信できるようになる予定です。ただ、十和地域につきましては、今ケーブル工事を今度行いますので、それが終了すると見込まれる今年の12月ごろには発信できるのではと考えております。

あと今回補正で上げております3つの基地局の電波につきましては、一応23年3月に発信できる予定となっております。

○議長（山岡義正君） 10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） それぞれ答弁いただきました。

くどくどとは言いませんけれども、ただ、今企画課長からの携帯の件ですが、地域住民にとってみれば、アンテナ基地ができたら電波が流れるように思うわけですね。見えませんので、電波というのは。せっかくケーブルテレビもありますので、お知らせが、もう少

し住民に優しいあり方が必要ではないかなと。その点、業者の味方をするわけではありませんが、私はa uです。ドコモの会社の基地には、必ず何月に電波を流す予定ですよというところまで書いてます。片や私が持ってますa uは何ちゃあ書いてない。だから、そういうところで、あなた方おわかりだと思うがです。やっぱそういう住民は電波が見えませんが、今言いましたように、流されちゃうと思うわけですよ。現状、流されてないので、そこら辺の業者なりに、そういったことも踏まえて、基地のそこへはちょっととか、そういう指導を私は、きのうも言いましたけども、行政と住民との距離がますます遠くなりますよということを私は言うておきます。

それと、その有機栽培の件で、非常に答弁もう少し気をつけてほしいなというのは、個人に、今のところは個人だという答弁です。この前からずっと江師の拡張でさえ、「特定の企業が、特定の団体が」と言われて質問をされてきました。ましてや、今度は個人となるとね、これだけの金額を個人に補助するということは、町として、私はどうなのか。ただ、今後の計画は、しっかりと今後地域を含めて有機栽培を拡大、ショウガを拡大するいうしっかりの計画のもとで、今は個人だけでも将来的にはしっかりと組織を組んで、十和地域の久保川地域、十和地域全体に有機ショウガを拡大したいという答弁を期待していました。

そういう点からいくと、一つの今日の、今後の事業採択で、町長。じゃ、私も個人ですが、将来的には、今、有機栽培やっていると、私も事業拡大したいがために補助金を下さいと言ったときに、今回採択をしちよって、次に9月に私が要望したら、採択基準がしっかりしとかなないと、個人がどんどんどんどんされたときに、あなたはいけません、あなたはいいですよという判断基準ができなくなりますよ。

じゃ、そういった意味で、この前、私、まあ十和地域の紙のことありましたので、私もそれも言いませんでしたけれども、やはり十和地域のこういう支所の提案の仕方、もう少しちゃんと提案をしてもらわんと、今後の事業に影響するわけですよ。だから、私は慎重な答弁を最初に求めたかったです。しかし、もう答弁が出た以上はしょうがありませんが、今のこの事業は個人経営者に補助をするんだと、事業費は1,000万でしたかね。それだけの半額を助成するということになるわけですよ。だから、そのことをもう一回答弁があれば聞いて終わります。

それと町長、私はなぜ特例債の限度額を聞いたかというのは、総額は私も合併協議会の委員として、ずっとこの問題関心がありましたので、わかっています。しかし、法定協議

会で一応決定したのは、その半額程度を上限として特例債は使おうじゃないかと。確かに今おっしゃられた67億は残額はあるわけですが、33%は借金なですよ。だから、町として限度額をこれくらいにとどめたいということがないと、あと61億、特例債は全部使わないといかんという今の答弁しか聞こえません。法定協議会でしっかりと、旧3カ町村の民間・行政・議会が構成をする協議会の中で、決め事がなし崩し的にやられたら困るわけですよ。だから、私はわざわざ上限額はどれくらい考えているのかということをお聞きをしました。そういった意味で今町長から言われたし尿処理場と庁舎建設について、特例債の金額がこれくらいかかるだろう、およそこれくらいになるという提示をしてもらわないと、私は駄目ではないかなと思っています。

以上で終わります。

○議長（山岡義正君） 林十和産業建設課長。

○十和産業建設課長（林久須男君） 申し訳ございません。答弁がちょっと抜かっておりました。この有機栽培の加工利用施設整備補助金におきましては、高知県産業振興推進総合支援事業費補助金を活用して、この事業を行うものでございます。

これは、地域の雇用の創出や所得の向上を図り、高知県経済の活性化を図るため、商品の企画、開発、加工、販売拡大等、生産段階から販売段階まで取り組みを支援するもので、地域アクションプランに位置づけられていることが前提にある事業でございます。

この補助対象事業につきましては、民間企業、個人企業も対象ということでございますが、民間企業、個人企業の場合には、事業の投資効果が1以上であり、かつ他の事業者と連携して事業を行う必要があるということで、今回桐島畑さんにおきましては投資効果が1以上あり、連携事業者は株式会社四万十ドラマほかもう1社と、あと個人の方ということで、連携組織があるということで、一応補助対象の対象となっておるところです。

町といたしましても、そういった県の補助金を活用して、そういった形で雇用とか研修生を受け入れて遊休農地の解消につながることであれば支援をしていきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（山岡義正君） 高瀬町長。

○町長（高瀬満伸君） 桐島畑については、ただいま十和の産業建設課長のほうからお答えをしたとおりでございますけれども、平成25年度をめどに法人化も予定もされておりますし、それから地域への波及効果も大きいということで、県の地域アクションプランに

も載せられている事業でありまして、町としても今回の予算措置となったところでございますので、ご了承をお願いをしたいと思います。

それから、合併特例債につきましては、あと庁舎の分、それとし尿処理施設の大きな事業が残っているわけですが、過疎債との併用とかいろいろあります。最終的に金額がどれぐらいになるのかわかりませんが、今のところ、大体14億から15億程度を予定をいたしております。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

14番下元昇君。

○14番（下元 昇君） 私は4点ほど、お伺いをいたします。

まず予算資料のこれは6ページ、あぐり窪川の整備事業についてお伺いをいたします。この中で整備事業の内訳の一番下、厨房の整備事業が入っておりますけれども、私も議会があるときには、よくあぐりを昼食に使用しますけれども、大分以前から比べますとメニューの変更が大幅に出ております。その中で、この今回厨房、あるいは什器の整備に15万8千500円ですか。これは新しいメニューを多分つくるのに必要だから入れると思うんですけれども、こういった新しいメニューをつくるために必要な機械なのか、ご説明願いたいと思います。

それから、このあぐり窪川、私も以前は取締役会に入っておりましたので、大体経営状況は把握しておりましたけれども、昨年温泉部門、松葉川温泉と統合いたしまして事業を行っておりますけれども、今年度の決算がもう出てるかなと。21年度決算が出てるかなと思うんですけれども、そこらあたりの、大まかなところで結構ですけれども、株式会社あぐり窪川の決算状況を、わかる範囲内で結構ですのでご説明ください。

この事業は3つの道の駅を結ぶやっぱり拠点ビジネスと連携しておりますし、以前からあぐりの経営状況が余り芳しくないということで、そういった面でのこ入れ策だと思うんですので、慎重にやって、ぜひとも黒字になるように持って行っていきたいと思いますので、その2点をお伺いをします。

2点目は、説明資料7ページ。これは、今日の補正予算のしょっぱなで岡峯議員が質問をしたことに関連して、その答弁について十分理解できなかった点。これは岡峯議員とも後ほど質疑の後、話したんですけれども、もっと突っ込んで聞いてもいいかなということで質問をいたしますけれども、岡峯議員の質問が、この目標10アール当たりの所得額、あるいは取引業者、対象品目を聞きましたけれども、所得額の件については明確にコ

ンテナ集出荷で収量が上がるから、2倍の、反40万程度になるということを明確な答弁をいただきました。

次に、取引業者5業者については明示できないと、表に出すことができないという答弁でしたので、この点をどうしてかなということ、先ほども言いましたように岡峯議員とも話をしたんで、いや、僕のほうからじゃ確認しましょうということで質問をいたしますけれども、どうしてこの業者名が公表できない、そのわけを明確にお示してください。

それから、対象品目の10品目は目標となっておりますけれども、本年度22年に開発する商品を4品目掲げておりますけれども、これは多分冷凍のカット野菜の単品なのか、あるいはそれらを混ぜた、そういった加工になった分の商品なのか、そこらあたりがちょっとわかりませんので、答弁をお願いしたいと存じます。

それから、この地産地消・外商事業は昨年、そして本年度、そして来年500万を入れまして、ソフト事業に合計1,700万投資をいたします。施設整備については、ハード部門で昨年度、21年度で約7,000万かけて施設整備をいたしました。

それで、先ほど、去年からの関連の質問で、私、この問題について、金額が大きいもので、ぜひとも成功はどうしてもしなくてはならないということで質問をしておりますけれども、この右にあるいわゆる補助金の内訳で、一番の計画の中で運営費、これはわかりますけれども、そのあとの2番、3番、4番、いわゆる販促費、新商品開発、まずそのあたり、それから顧客ニーズの調査とかいろいろありまして、この2番、3番、4番の合計、すべてソフト事業で807万円ほど計上しておりますけれども、この具体的な内容がわかりません。

例えば、この2番にあります販促費。これがこの地産外商を行う特定の団体が昨年度も、これは21年度の最後の補正、多分3月補正であったかと思うんですけれども、やはり販促費として210万計上して、その内容についても質疑をした覚えがあります。そのときの答弁によりますと、覚えている範囲内では、東京での展示会でありますとか、あるいは北海道、あるいは大阪、名古屋、そういった大都市部への営業費ということで販促費として掲げられておりましたけれども、まずその2番の一番上に195万。いわゆる商品開発費、これはどこの業者にお問い合わせするのか。それから、その次の委託料。これ、東京・高知で100万円組んでますけれども、何人が何回ぐらい東京へ行くのか。あるいは、その販促のビデオからパンフレット、これのつくった、ここへ120万円ほどを計上しておりますけれども、こういったいわゆる活用方法を考えているのか。それとか、その下にも

あります。例えば3番の現地販売費の委託。これは、現地ですから、当地でなくって、多分大都会のほうで販売する委託料に218万4,000円。そのための交通費、恐らく東京であれば、東京都内のその委託した方の運賃だと思うんですけども、宿泊費とか交通費で60万円。それから、4番の展示会の参加費で173万5,000円。いろいろありますけれども4項目、それぞれの内訳についてどういったことに使うのか、金額をお示ししたいと思います。

これが、第2点目でございます。

次、第3点目が同じく説明資料の13ページ、森林組合の地産外商ビジネス事業について、少しだけお伺いをいたします。

これも、非常に現在大正町の森林組合の元工場長の竹内さんが東京のほうに行って、一生懸命営業活動をされていることは承知しておりますし、また、東京都の森林組合との連携で、何とか加工品を売ろうということで大事にしていきたい事業ですので、その内容を少しだけ、わからない点がありますので、お示ししたいと思います。

その事業費の中で1つだけ聞きたいのは、ビッグサイトでモデルルームの展示に約200万出しておりますけれども、このモデルルーム、よくマンションなんかのモデルルームは、実際見たことはないんですけども、カタログなんかでよく見ますけれども、こういったイメージのモデルルームで広さがこのぐらいで、例えば居間とか、そういったあれを多分集成材も使ってると思いますし、あるいはヒノキ、杉なんかも使っていると思うんですけども、こういったイメージのモデルルームをつくる計画なのか。

それと、やはり付加価値をつける意味で、この商品デザイン、開発費が書かれております。やはりこれ、大事な事業なんで、わかっている範囲内で結構ですけども、こういった付加価値をつけた商品開発をしようとしているのか。イメージ的にわかるのは、木を使ったインテリアの商品でありますとか、子供向けの玩具、そういった木工商品かなという気はしますけれども、そこあたりわかればお示ししたいと思います。

この費用、1,000万超える事業で、大正町の森林組合も3分の1の500万ほど支出しますので大変な事業だと思うんですよ。ですから、ぜひとも東京の森林組合と連携事業で何とか費用対効果が出るように取り組んでいただきたいので、今のことを答弁ください。

それから、もう一点は、予算書のこれ、最後ですけども22ページ、ちょっと内容がわからないのでお伺いします。

商工費の中の一番最後のほうです。備品購入で250万。それで、LEDの演出照明機購入費としてありますんで、だから思ったのは、僕は四万十会館かなと。そこでこう何か照明で演出するのに、250万LEDのそういった機器を購入するのかなというイメージしか浮かんできませんので、具体的にどこへこのLEDの照明機器を購入して、これを購入することによって、多分こういった効果が演出に出るのか、そこらあたりもわかる範囲内、答弁願いたいと思います。

○議長（山岡義正君） 武市農林水産課長。

○農林水産課長（武市逸夫君） お答えします。

まず、最初の6ページの道の駅めぐり窪川整備事業の厨房機器整備及び什器等の整備でございますが、これは、現在パン工房の国道側がフリーマーケットになっておりますが、その一部にテイクアウト用の軽食コーナーを設けるということで、現在調査してみますと、お客さまはずっと玄関のほうからアイスクリーム工房まで流れてきて、そこでほとんど止まるという導線になっております。その改善のために、パンもそこで販売して食べていただく、コーヒーも飲んでいただく。それから、ハンバーガー、豚まんとか、そういったもんをそこで軽食的にやっていただくという簡易な喫茶コーナーをつくるということで、蒸し器とかそういったもんを整備する予定でございます。

それから、決算状況でございますが、現在、道の駅めぐり窪川とホテル松葉川温泉、これが計画で1,065万122円のところ、達成率が754万5,632円となっております。これは、大規模な温泉の改修で2カ月間営業を停止したと、その後もトラブルがあって、少しの間停止したということの影響があります。めぐりにつきましては、140.6%の実績率となっております。

それから、資料7ページの取引業者でございますが、これは、ここに書いております5業者というのは、今年目標でございまして、平成21年度に菱食を含む4業者がやっと確定したところでございます。それで、それプラス今年はもう一業者を増やすという目標でございまして、できたらその業者名は企業秘密となりますので伏せておいていただきたいというところでございます。

それと、10品目のうち4品目ということでございますが、これは扱っておりますサトイモ、インゲン、ニンニク、ナバナ、こういったもんを使いまして商品開発をするわけですが、さらに今年はこれに加えて、シイタケと、それからタケノコ、これの商品も委託して開発をしたいというところでございます。

地産外商でございますが、この資料7ページの2、3、4の内訳というところでございますが、まず2番の商品開発費でございます。

これは、開発委託金でございますが、これはバラの冷凍しております1.5次のものの全般の、その商品の開発、これを委託をしたいというところの計画でございまして、それから、東京－高知間の販促活動でございますが、これは5回でございます。東京－高知旅費の5回分、5万円の5回でございまして、これは1回1人ということで、あとは現地で雇うというところでございます。

それから、ビデオ、DVDでございますが、これは宣伝用のDVD製作でございまして、テレビ高知に映像委託ということになっておりまして、取材が5日、編集及び構成が5分、15分、ダビング各100枚となっております、これが一式となっております。これがDVDの製作の内訳でございます。

それから、現地の販売委託でございますが、これは、販売委託はニーズ調査も一部含んでおりまして、これは1人が1月の10日程度ということで考えておりまして、販売員は2名で8カ月間を雇うということで計画でございます。これも委託となります。

それから、交通費でございますが、これは都内及び関西からの現地見学会といったものを考えておりまして、12人を計画しておるところでございます。

それから、森林組合。13ページの森林組合の地産外商ビジネスでございますが、これのモデルルームはどんなものかというご質問でございますが、これはかちつとした資料が手元にはございません。わかり次第、また、本会議内でわかれば本会議内でも答弁をいたします。

この開発費でございますが、これは木材を使ったあらゆる可能性のある製品で、売れ筋になりそうなものを委託をして開発をするという計画でございます。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 市川商工観光課長。

○商工観光課長（市川敏英君） お答えをしたいと思います。

予算書のページ22ページのLEDの演出照明機器の購入ということでございます。

これは、ライトアップということになりますが、全国的にももう盛んに今活用されております。テレビなどでもよく見てもらえると思いますけれども、例えばお城とか、それから巨木なんかにライトアップすることによって大勢の方にその時間帯そこに来ていただけるということで、観光面で考えますと大変有利じゃないかなと。特に四万十川流域におかれ

まして、今、文化的景観が国のほうに認められまして、68カ所の重要構成要素というのがあります。それが道でもあり木でもありということがありますので、全体に影響するかどうかということはあるかもしれませんが、構造物もありますし、その構造物においては、古い橋とかそういうことにライトアップすることによって、大勢の方にその時間に来ていただけたらどうかと考えております。

先ほどの5月に「よってこい四万十」がありまして、そのときに3日ほどライトアップを試してみたところでした。そのときに、初日の日に取材をしていただきましたので、新聞で、3日目、最終日においては350人程度が最後まで残っていただいてライトアップを楽しんでいたという経緯があります。

私どもの計算上ということにもなりますけれども、やはり1時間、時間を、1人いていただけることによって1,000円ぐらいの効果があるということで計算されております。したがって、350人がいれば、そしたら幾らなのかということも出てくると思いますし、今考えておりますのは、4月においては家地川のソメイヨシノがあるでないかと、5月になれば轟公園のツツジとか、それから、こいのぼり公園の川渡し、そして6月になれば下津井のめがね橋があるじゃないか。そして、道の駅めぐり窪川のショウブですかね、そういうのもあるじゃないかというようなことで、1年通してかなりこのライトアップが使えていくんじゃないかということで、今回思い切って、こういう演出のできるものを入れてみたらどうかということで、観光面に寄与できるじゃないかということで入れさせていただきました。

ひとつよろしく願いいたします。

○議長（山岡義正君） 武市農林水産課長。

○農林水産課長（武市逸夫君） 先ほど、下元議員のご質問への答弁の中でちょっとわからないところがありましたが、モデルルームの件でございますが、これは、集成材で作りました家具などを配置したモデルルーム的な空間を演出し、それからコーディネートによって消費者の関心を持ってもらうということで、まだ大きさについてはちょっと不明でございます。

では、デザインでございます。開発でございますが、これは有名なデザイナーを入れてもらってデザインをしてもらうということで、このデザイナーにつきましては、現在まだ決定していないというところでございます。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 14番下元昇君。

○14番（下元 昇君） 大体理解できました。

まず、1点目の課長の答弁で、達成率、あぐりのほうが140%とか、そういった数字答弁いただきましたけれども、質問の中に、昨年度の21年度の決算、トータルで例えば黒字で幾ら、あるいは赤字で幾らと、その数字もわかっておればお示してください。あとは大体理解できました。

それから、地産外商事業も今説明していただき、こういったことで580万ほど使うということでわかりました。あと1業者何とか選定していただいて、たくさん売っていただくように頑張っていたきたいと思います。

それから、森林組合のほうも、今説明いただきまして理解できましたので、ぜひとも、これ1つだけ。製品デザインでできたもんですわね、課長、できた商品よね。これは例えば、今、大正の森林組合がコクヨさんとか組んで販売してますわね。これ、販売は直販なのか、あるいはそういったコクヨさんとか、あるいは東京の森林組合とか、販路はどんな計画をしているのか、わかっていればお示してください。

そして最後に、LEDの演出照明。これも具体的にわかりましたけれども、課長、これ、ほんなら、250万の機器を買えば、四季折々のいろんなところへ移動ができる可動式の照明ということですね。

（市川商工観光課長「はい」と呼ぶ）

はい、わかりました。

じゃ、そのあと、2点だけ答弁願います。

○議長（山岡義正君） 武市農林水産課長。

○農林水産課長（武市逸夫君） 先ほどの答弁で足りなかったようでございます。

実績につきましては、754万5,000円の黒字となっております。温泉とあぐり窪川を合わせまして、そういったところでございます。

販路についてでございますが、今議員がまさしく言われましたように、東京都の森林組合、あるいはそういったコクヨとかの販路も活用させていただきます。そのために運搬費用が、非常にコストが高くなるということで、トラックとか、それから積んでいった帰りには何かほかのものを積んで帰るというようなことで、ここに補正をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 質疑の途中ですが、３時１０分まで休憩します。

午後２時５４分 休憩

午後３時１０分 再開

○議長（山岡義正君） 休憩前に引き続き会議を始めます。

武市農林水産課長。

○農林水産課長（武市逸夫君） 先ほど下元議員の質問への答弁の中で、あぐり窪川の決算について答弁いたしました。これは、まだ３０日が総会でございます。今の時点、決算見込み額でございますので、よろしくお願いします。

それと、純益を７５４万５，０００円と答弁いたしましたが、税引き後の税が入っております。税引き後の純益見込み額が７２９万４，０００円となりますので、訂正をお願いしたいと思います。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第４１号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第４１号平成２２年度四万十町一般会計補正予算（第１号）についてを採決します。

この表決は挙手により行います。

議案第４１号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第４１号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（山岡義正君） 日程第２ 議案第４２号平成２２年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第１号）について、日程第３ 議案第４３号平成２２年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）について、以上議案第４２号から議案第４

3号までの2議案を一括議題とします。

この2議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

24番氏原郭君。

○24番（氏原 郭君） 大正診療所の補正予算でございます。

ページが34ページ。大正診療所にはお医者様は2名だと聞いております。その中で…、2名だと聞いておりますが、その関係で、補正で医師住宅借上料が48万ついております。そして、確かに医師住宅があるので、この予算が何か予算書の中で漏れたものが計上されておるのかなというように思いで質問するわけですが、この借上料が48万というのはどういう意味で上げたものでしょう。

○議長（山岡義正君） 林大正診療所事務長。

○大正診療所事務長（林 正憲君） お答えします。

48万円の医師住宅借上料でございますが、これにつきましては、確かに今常勤されております医師は2名でございます。その中で医師住宅が3戸ございまして、2名の医師と放射線技師1名が居宅として利用されております。ただ、この48万円につきましては、今年度のみの1年間の借り上げでございまして、新しく4月1日から赴任されました尾崎医師の住居を借り上げたものでございます。

と申しますのも、3月31日まで勤務しておりました高芝医師が地域医療診療施設等勤務医の奨学金貸与事業の後期研修制度で研修に出ることになりました。その時期が、本人も国外、国内、高知市、いろいろ悩んだあげく、結果的にはくぼかわ病院で研修することに決まりました。内容的には、各消化器官の技術を習得したいという思いが強くございました。症例的にも300症例以上あるということで、十分な研修ができるということで、県の医師確保推進室のほうからも承諾を得ております。ただ、先生が、高芝医師が決めた時期が、当初予算の編成時期以後に当たったため、まだ公営住宅等の空き住宅も当時なかった関係上、やむなく個人の民家を借り上げたものでございます。

○議長（山岡義正君） 24番氏原郭君。

○24番（氏原 郭君） そうすると、その医師に対する給与は四万十町から出ているものですか。その研修先から出ているものか。そして、2人の、せっかく大正でそうやって借上料をやっておってくれるということについて、この医師の少ないときに、もし大正の

医師が急用ができたとか病気になったときには、対応は大正診療所のほうではしてくれるという約束事なんかはないですか。

○議長（山岡義正君） 林大正診療所事務長。

○大正診療所事務長（林 正憲君） まず1点目の給与の関係でございますが、身分は四万十町の職員としてくぼかわ病院に出向しておりますので、この貸与事業の協議会の組織が12町村で成り立っております。その中で、国保連合会が、私の記憶では480万でしたか、その残りの1,300万前後の給与の480万については、国保連合会のほうで負担をしていただいております。補助金をもらってます。残りの12町村で分担しているわけです。したがって、四万十町から給料が支払われているということになります。

医師の2名の医師が不在で緊急時に対応できるかというご質問であろうと思いますが、現に今月の当直が、ちょっと2人の先生が学会とかで不在になりますので、高芝先生にお願いをしたところ、快く引き受けてくださいました。お互い協力関係はできると思います。

（24番氏原郭君「はい、どうもありがとうございました」と呼ぶ）

○議長（山岡義正君） 17番榎野章君。

○17番（榎野 章君） 議案第43号の簡易水道の予算について。40ページで、西部簡水の予算を4,100万つけていただいておりますが、これは念願の、念願じゃなくて、羽立川地区の水道の予算でございますが、確かに感謝しておりますが、この水道には消火栓の設備がないというふうな構造上の問題等もあらうと思いますが、ここには、この地区には小さな川が流れております。夏は水が少し流れておりますが、冬はほとんど流れないというような状況で、ぜひとも防火水槽の設置の検討もひとつお願いをしたいと思います。

○議長（山岡義正君） 高橋上下水道課長。

○上下水道課長（高橋一夫君） 先に上下水道課のほうから、なぜ消火栓をつけないかという説明をいたしたいと思います。

この地区については、西部簡易水道からの枝線、支線ということで、未普及地区の解消を図っております。もちろん既設の改良の配管がありますので、その口径が決まっております。その関係で、どうしても途中に加圧ポンプを構えなければ末端の家屋まで行きませんので、加圧ポンプを構えたとどうしても消火栓へ十分な水量、圧がありませんので、消

火栓がつかないということになります。また、どうしても消火栓ということになりますと配水池をまた別に設けなくてはなりませんので、多大な事業費になるということで、今回は消火栓をつけないということになっております。

○議長（山岡義正君） 武内総務課長。

○総務課長（武内文治君） お答えします。

水利の関係の質問だったと思います。基本的には、消防に関することは高幡消防組合で消防に関するいろんな計画を立てるところです。消防水利についても防火水槽、消火栓、消防道とかいろんな多様な関係で、一番空白のないような形で対応を計画しているところだと思います。そういった意味で、消火栓での対応が現状できないというところになれば、ほかの、問者おっしゃられたように、防火水槽の可能性も含めて消防等協議もしていきたいというふうに思っております。

○議長（山岡義正君） 17番榎野章君。

○17番（榎野 章君） 早急な対応をひとつお願いしたいと思います。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第42号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第42号平成22年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

議案第42号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

これより議案第43号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第４３号平成２２年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）についてを採決します。

議案第４３号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第４３号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（山岡義正君） 日程第４ 四万十町庁舎建設等特別委員会の中間報告について、庁舎建設等特別委員会から中間報告を行いたい旨の申し出がっております。

お諮りします。

庁舎建設等特別委員会からの中間報告を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、庁舎建設等特別委員会からの中間報告は、これを許可することに決定いたしました。

庁舎建設等特別委員長山上利嗣君。

○庁舎建設等特別委員長（山上利嗣君） それでは、中間報告を行いますけれども、この庁舎建設の関係で町民の方々や、また議員の方々からいろいろなお話が出ていることは、私も承知をしておりますけれども、今日ここで報告することは正式な中間報告でございますので、どうかこれでご理解をいただきたいと思います。

それから、皆様方のお手元に資料を配付しております。これを朗読してまいりますけれども、途中いろいろ時間がたった件もございますので、多少この文章に説明を加えながら少し詳しく報告をさせていただきたいと思いますので、どうかご了承のほどをよろしくお願いしたいと思います。

それでは、第２回四万十町庁舎建設等特別委員会の中間報告を行います。

平成２１年１２月１７日に第１回目の中間報告を行った。その報告の中の今後検討すべき内容の要旨に沿って、精力的に審議を行ってまいりました。当初平成２２年本年の１２月議会が最終報告日程でありましたが、執行部より、平成２２年この１２月末までに基本設計を完了しなければ、平成２５年の庁舎の完成が間に合わないというふうな説明を受け

まして、特別委員会は平成22年6月議会までに執行部が急いでおりました候補地、自分たちが対案を出すとすれば、その候補地、そして、庁舎の構造、これについてなるべく早く審議を終了してくださいと、その内容を報告してくださいということがございました。そこで、私たちは22年5月28日に、賛成多数で対案の基本の取りまとめの審議を終了いたしました。先ほど申しましたように、それについては、土地の候補地、構造ということでございます。また、後ほどこれについてはいろいろ説明をさせていただきますけれども、基本的にそういうことで、審議を終了したわけでございます。決定ではございません。そして、この内容については、この今日のこの6月議会において議会で報告をすることといたしました。その今までの審議内容について具体的に報告をさせていただきます。

まず、21年12月の第1回目の中間報告のそのときにお話ししました検討内容に沿って審議をいたしましたが、まず駅前の狭隘な土地に地下1階、地上3階の庁舎建設構造が30年、50年先までを見通しての四万十町の顔となるのか、それが1つでございました。執行部から去年度にお互いもらいましたその執行部の計画、その中で駅前の庁舎、そのいろいろな指針もあったわけでございますけれども、そういうものを参考にしながらやったわけでございますが、執行部計画の駅前土地での庁舎建設の基本構想ということで、これ、抜粋をしております。全部書いたらすごくなります。抜粋、こういうものを自分たちも参考にしながら検討したわけでございますけれども、まず大まかには、町民に開かれた自治の中核となる施設。町民が日常的に集い、触れ合い、学び合える場であるとともに、ここが、次が大事でございますけれども、シンボリックな施設。これ、自分たちがもう一つの言い方をすれば、四万十町の顔となる施設と。このように理解をしながら審議をしてみいましたけれども、こういうふうな庁舎にしたいという当初計画の執行部の思いがございました。防災機能を持ち、他の周辺公共施設との基本的な連携が図れる庁舎。

次に、保健センターの機能を持ち、町民の健康と生きがいを提供する庁舎。健診ホール、診察室、相談室等の機能を有し、赤ちゃんからお年寄りまで触れ合える庁舎。

それから、もう一つは、議会でも、これは別途に検討しましたが、再三指摘というか、提案のある四万十町木材を使用した木造建築の公共施設の思いが、今回の執行部の案によりますと、RCの建築で木材での内外張りの庁舎で果たして顔となるのか、満足できるのかと、このような点を中心にいろいろと議論をしてみいました。その結果、執行部の基本構想の理念は、土地の位置、面積からも実現が困難であり、庁舎の外観構造面も

他地域の庁舎と比較しても大きな差は認められず、四万十町の顔と、いわゆるシンボルとはならないのではないかとというのが1つの考え方でした。

そして、執行部が駅前土地に決定した理由が2つございまして、そのうちの1つに交通の利便性とありますけれども、将来ともに役場の利用者にとって利便性の高い場所であるのかどうか、そういうことも具体的に検討いたしました。

公共交通で役場への利用者数の件でございますけれども、それほど多くの利用者はいないのではないかと。そして、交通弱者とかお年寄りにとりましては、交通サービス、いわゆる公共交通があったとはいえ、交通サービスにはつながらないのではないかと。ちょっと具体的に言いますと、まずお家から駅までが必要であります。その駅まで行くのに、必ずしもお家の近くにすぐバスの駅がある、何かの駅があるという人は少ないのではないかと。そして、駅で乗ったものが役場へ行く。それで、役場でお仕事済んで、また駅まで行って、それから駅からお家までの交通手段、これを考えてみますと、それほど交通サービスにはつながらないのではないかと。かえって、高齢者とか交通弱者につきましては、現在検討しているという公共交通のあり方の中で、デマンドバス等の利用を検討すべきではないだろうかと、これがもっともっとサービスの向上につながるのではないかと、このようなこともありました。

それから、次に支所機能のあり方次第では、大正・十和の交通弱者の方々の本所利用はほぼなくなるのではないかと。先ほど申しましたように、一般の本庁利用者も大正・十和の方にしてみればものすごく少なくなるのではないかと、こういうことの内容の検討もいたしました。

以上の理由から、庁舎の駅前配置での利便性は効果が少ないのではないかと。庁舎位置が駅と隣接の必要が低いのではないかと、このような結果を自分たちは出したわけでございます。

それから、もう一点の商工業の振興につながるのではないかとという点につきましては、商工業振興策についての構想は今回の執行部からの当初の案にはありますけれども、資金計画等を含め、具体的な計画は何もまだまだないと、さらに商工業振興計画構想の中で、商工会との事前の検討とか協議はなされてないということがわかりました。議会の検討委員会として、このままでは検討しづらいので、商工会の理事の代表の方々に集まっておきまして意見交換会を開催いたしました。この中では商工会としての具体的な構想は余り見えませんでした。意見として上がったのは、1つはこんなもんも欲しい、こんなも

んがあつたらええ。しかしながら、すべて町に何らかの対応をしてほしいという意見が主でありました。

また、別の意見として、周辺的大型店舗の乱立によりまして、駅前に庁舎が建設されても、商店街等の振興にはつながらない。それよりは、現在の庁舎建設用地は将来の高速道路完成も見据え、四万十町の特産物を展示販売するなど、交流人口を増やすための拠点施設としての利用したほうが、商工業、特に商店街の活性化につながるのではないかと、このような意見もありました。

それから、今回これももう少しまとめて上げていくために、商工会長にご無理を相談しまして、商工会にアンケート調査もお願いしました。アンケート結果につきましては商工会会長より報告を受けましたけれども、先ほど報告しました上記内容に近い結果でございました。そこで、特別委員会の結論としては、駅前の庁舎建設が商工業の振興につながることは余り望めないのではないかと判断をいたしました。

そこで、自分たちは執行部に対してのあれに対して対案をつくろうではないかというふうな話し合いのときに、以前執行部から出席してくれましたのは、前の浜田参事が出席をしてくれましたけれども、なかなか現在の前田町長の時代につくった、あの駅前構想が非常に心の中に重くあったのか、なかなか対案つくることに対しても進めるに苦労したような経過がございました。

その1つの例として、「対案つくっても測量せないかんのに、議会には予算がないに、どうやってやるや」と、こんなようなことも聞かされながら、しかし、先ほど報告したようなことであれば四万十町の顔にもならない。それから、2つの理由、あこへつくる理由についても、それほど効果がないとすれば、自分たちは対案をつくらざるを得ないということになりましたけれども、幸いにもその後、この議員の中のだれかが前田町長に質問をしたときに、庁舎については議会としても対案があれば、それを出してほしいと。そして、その調査については800万円の予算計上したので、調査費を計上したので、その中でその対案についてもコンサルで調査をしたらどうかと、このようなことも、この議会での答弁もございましたので、自分たちも、じゃ、対案に踏み切ろうかということになったわけでございます。

そこで、現在の駅前土地での予想される騒音とか庁舎外へ、先ほど申しました執行部の理念の中でコミュニティー広場の併設、これについてもなかなかあれだけ狭いところ、車がどんどんどんどん行き交うところでは困難ではないかと、また県道の近くにありますの

で、高齢者等の交通事故の不安。さらに、地下1階、地上3階方式が先ほど申しましたように、四万十町の顔とはなりがたいと、庁舎構造を見直して、広い土地で四万十材をフルに活用した30年、50年先までも四万十町の顔となるような、こういう庁舎を提案をしたいというふうなことの共通認識のもとに作業に入ったわけでございます。

そこで、このような庁舎をつくるには、もちろん木造庁舎の予算の面はわかりませんが、とにかく広い土地がないとどうしようもないと。それと、余り車がどんどんどんどん行くところでもどうしようもない。多少は静かなところもええんじゃないかという中でも、しかしながら、先ほど申し上げましたように、1つは方向性を出すのに時期的な問題もございました。そういうことで、自分たちは、3点の1案、2案、3案を絞り込みまして協議に入ったわけでございますけれども、ここでちょっと補足説明をさせてもらいたいと思います。

これ以外にも自分たちは、窪川小学校の敷地が1つは場所的にもええじゃないかと。これも案として出ましたが、学校を移転させていろいろ対応するには、うまく行っても時間がかかり過ぎて、平成25年の庁舎建設には間に合わないだろうと、こういうことで、これについてはあきらめたわけでございます。

もう一つは、緑林公園の真上にある窪川高校。ここも県の立場としてみれば、1町に2つの高校というのはなかなかこれからは難しいということを想定すれば、あこにすばらしい公共の用地があるじゃないかと。これも話しましたけれども、これには両方の高校の卒業生を含めて、思いのいっぱい詰まった方々が四万十町におりますので、これもちょっと無理かなと。それともう一つは自分たちが協議を始めた当初にいろんな方々から話も聞いておりました。

先日、宮地議員さんが個人の案として提案しました緑林公園についても、浜田参事と一緒にこれについても話し合いをいたしました。しかし、浜田参事からはすっぱり断られました。これ、理由は、造成工事が相当かかるだろうと。それから、民有地があると。その民有地を測量したり、こうすることはなかなか難しいし、まかり間違ったら、そこで大きな混乱が起こって、今後のいろいろな行政に支障が来ると。だから、ここについては基本的には無理ですと、こういうこともいただいて。

そうすると、さっき申しましたように、残された時間の中で広い土地ということで探したら、この1、2、3がありましたけれども、この2案のサンシャインの前の高台については、正式測量はしてませんでしたけれども、若干狭いんじゃないかということで、駅前

の土地が現在の4, 000㎡のよりも広い5, 800㎡ぐらい、まあ全部取得できたとしてあるということ。

それから、もう一つは、緑林公園の隣地になりますけれども、ちょっと山を挟んでますので想像し難いと思いますけれども、全くすぐ隣接でございますが、昔合同生コンさんという生コン会社があった土地が1万㎡ぐらいが、ごっそり廃業してすいておりました。これは、かなり広いと。それから、土地所有者が1名であると。それから、本人さんにも話したら、売買についても、それは町のやることなら協力すらあよというふうなことも聞いておりました。また、ここで肝心なのは、今、町の関連施設、公共施設があっちこちに点在しておりまして、それもどういいますかね、そんなに長くない間に建て替えとか、更新をしなくてはならない施設も、30年、50年の間にはどんどん出てくると。そのたんびにあっちこっち土地を物色して公共施設が点在するようなことではどうしようもないじゃないかと。それから、もう一つは緊急ヘリの基地くらいは役場の横手にあったらえいじゃないかと、こんなような意見も含めて、いろいろ議論をしてみいました。

しかしながら時間的制約もございますし、いつまでも議論だけするわけにはいきません。そういう中で、5月28日に、そしたら場合によってはこの1案と3案、2つ執行部に出して、執行部でコンサルで調査してもらったらどうやということもありましたけれども、委員会の委員の中で、やっぱり1本に絞って持っていこうよという方が多数ございまして、そしたらどっちにするやということになりまして、これについては賛成多数で、この間情報として外へ出しましたけれども、駅前の現在計画地の線路を挟んだ反対側、こちらに用地として一応選定をして、コンサルの調査をしてもらおうではないかと、しかし、あくまで建物の構造は原則として、全木造の建物とできる、そういうことを前提にこれを決めたと言うたらいけませんけれども、これを選定をさせていただいたと、このようなことでございました。

そして、執行部に対して、特別委員会としての対案の内容については、先ほどくどくど申しましたけれども、庁舎の予定地は駅の東側ということでやりました。そして、庁舎の建築様式は原則として全面木造庁舎とすると。ただし、あそこはどれくらい分けてもらえるのか、それから、すべて測量したときにどうなるのかというのが、まだまだ私たちは完全な把握ができておりませんので、JRとの土地取得交渉の結果、さらに庁舎面積、関連施設面積、コミュニティー広場駐車場の内容次第では、建物についても一部あそこへはめていこうとすれば、一部RC建築様式の導入の可能性もあるんじゃないかと、このよう

なことも含めて、この間、コンサルに調査をしてもらう用地として、我々委員会として決めたわけでございます。

そこで、ところが先ほど申しましたように、現在の自分たちが提案する土地については若干課題が残ります。それは、土地の取得金額、面積もありますけれども、それから、面積は木造庁舎が完全に入るような面積が確保ができるのかどうかと、こういう課題もございます。騒音対策、これは全く反対側もこっちも一緒やと思いますけれども、交通事故、それからあの場でコミュニティー広場とか関連施設がどこまでできるのかという課題もございます。当初予定の12月末までの時間があれば、もう少しほかの土地の物色もできたかも知れませんが、制約された時間の中で自分たちの選定は、こういう課題を抱えながらも駅の東側ということにさせていただきました。

そして、今後の取り組みにつきましては、コンサルの概略の設計が完成次第、特別委員会で、本当に自分たちが提案する理想とする建物になるのか、様式になるのかということの検討を行い、その上で最終案をこの議会で報告させてもらいまして、それで了解を得ましたら、議会としての、執行部の駅前の西側の案に対する正式な対案として町長に提案すると、こういうことを委員会で決めているわけでございます。ちょっとあっちこっち話が飛びましたが、基本的にはそういうことで、今回土地と建物の様式については対案の基本的な見解を出して、執行部にお願いしてコンサルにこれから正式な絵を描いてもらうと、測量をしてもらうという段階でございます。

私の報告は以上でございます。

○議長（山岡義正君） 庁舎建設等特別委員長の報告が終わりました。

これより庁舎建設等特別委員長の報告について、質疑があれば、これを許可します。

質疑はありませんか。

12番林健三君。

○12番（林 健三君） 今、特別委員会の皆さんにはお手数をかけまして、本当にご苦労さんでしたということをお礼を言っておきたいと思います。

きのうの、先般の一般質問の中でも、宮地議員でしたか。緑林公園案という案が出ておりました。その関係は、民有地があつてちょっと無理じゃという話がありました。

今、委員長のほうから報告がありましたが、1案から、今聞いていますと6案という案があつたわけでございます。その中で、私は1点だけちょっと落ちている点があるかなと思います。現在のこの庁舎、わかりますか。そこの向こう、鉄道寄り、今食堂があるところ

ですよね。私たちの隣、四万十市が同じようなことをやっているんですよ。ここの建物を破って、言葉悪いですけど、食堂を破って、そこへこう建てて、今度、あとでこの庁舎を破るという手もあったと思います。

いろいろ特別委員会が出しているのは、私も新聞を見てびっくりしました。東側言うて、どこかなと思って、最初の人に。それで、駅の向こう側にまだJAの土地があると思います。あそこかなと思うて思いよったがですよ。そしたら、鉄道渡って向こうという案ですので、そこも宮地君がきのう言ったとおり、JR。私の記憶じゃ、何か民有地があるがやないかなと思います、製材の関係の。ですから、この土地を所得するいうても億単位が要ると思いますよ。その辺の結果の話が特別委員会であつたかないか、それだけお聞きいたします。

○議長（山岡義正君） 庁舎建設等特別委員長。

○庁舎建設等特別委員長（山上利嗣君） 林議員の質問にお答えしたいと思いますけれども。

まず、東側へ行く場合に、JRが土地を分けちゃおうと言わったら、売っちゃおうと言わったらどうしようもないということで、これは浜田参事じゃったと思いますが、ひょっとしたら武内総務課長も行ってくれているかも知れませんが、JR側とお話をさせていただいて、まあ東側については単価も幾らか聞いておりますけれども、相当の高い土地代でございましたけれども、それは分けることはいいですよというふうな、私たちは浜田参事を通じて聞いております。金額は、それ、4億ぐらいにならあせんろうかと思っておりますけれども、これはまだ正式に交渉してもらっておりませんので、はっきりわかりませんが。

それと何やったかね。

（「現の庁舎」と呼ぶ者あり）

これは、林さん、もうちょっと前のことを思い出してもうたら、去年の12月17日に第1回目の中間報告をここで行いました。そのときに、こういう報告させてもらっています。いいですか。

今までの、現在の本庁舎が耐震面や利便性において、もろもろの施設の整備等が困難であると、関連したいろんな施設をここへつくるわけには難しいと。また、バリアフリー等の施設整備も現庁舎では困難であると。さらに、耐用年数においてももう限界であり、執行部提案の建設計画と同様に、執行部も向こうへ案をつくるときに、ここはもうなかなか難しいという結論を出しておりました。

それで、執行部案と同様に、特別委員会としても現庁舎を再利用することは困難であるということで、ここで報告をさせてもらいました。自分たちの見解はこのとおりです。

（１２番林健三君「いや、耐震言うたち、こっちへ建てる言うがやき、こんなん建てたら反対や」と呼ぶ）

それは、取り壊しも含めて、これは面積的にどうなるかようわかりませんが、それで、これは執行部と一緒にこの議論をいたしました。しかし、ここには壊して建てないほうがいいだろうという、その当時の執行部の案もそうでしたので、私たちも、その古い、いついくやらわからんところを、また壊して新しいものをここへつくるということについては、これは何か再利用することは困難であるという見解を出して、それ以上はここについては審議してません。

○議長（山岡義正君） １２番林健三君。

○１２番（林 健三君） 委員長から、今、耐震の関係があったというような話がありますが、この庁舎を使うわけでないですよ。こっちですけんね。もし耐震の補強とかいうのは、くい打ちいうのがあるんですよ。コンクリで今、打ちゆうがですよ。だんだんだんだん打ってよね、その上へ建てるいう手もあるがやと思います。それで、先にこっちをやって、やらして、こっちを破るという案と、それから、今言ったＪＲ、４億ぐらいかかるがやったら、宮地議員が緑林公園、民有地があると思いますよ。

私も山林のブローカーじゃないですけど、今、山４０年、５０年でどれぐらいしゅうか、委員長知っていますか。単当１０万ですよ。何ぼ高う、僕、ブローカーでも、そんなばかな値段はつけてこんとしますよ。１町ぐらい買うたち。これはもう何分の１で僕は済むと思う。その辺の議論はしたか、もう一回だけ聞きたいと思います。

○議長（山岡義正君） 庁舎建設等特別委員長。

○庁舎建設等特別委員長（山上利嗣君） これが先ほど報告しましたように……。

（「２つ、２つ」と呼ぶ者あり）

こちらについては、その後は一切そういう検討をするという議論にはなりませんでした。だから、ここについては、ここを再利用することは困難であるということから進めません。

それから、もう一つの今、緑林公園については、自分たちが審議の冒頭に、執行部の参事言うたら町長代理みたいなもんよね。その人から、ここについては、先ほど言うたように、造成も相当大きなお金がかかる。それから、民有地もあるので、そこがどうなるかと

いう測量についても、それは困難であると、かえって混乱を起こすことになるというようなことをびしっと言われまして、ほんならそこへいろいろ調査をし、何をし、まあ候補地として検討することはできないなということを確認して、もうそれからは緑林公園については、自分たちの委員会では、その浜田参事の話をもう軸として、それ以上は進めてません。

以上です。

○議長（山岡義正君） 12番林健三君。

○12番（林 健三君） もう一点だけ、委員長に聞きたいと思います。

私は緑林公園も特に大事なかなと思います。なぜかと言いますと、南海地震の問題、いつ起こるか南海地震はわからないですよ。東側の土地でもし緊急物資、ヘリで多分運ばないといかんと思いますよ。そのときに使えるというのは、緑林だったらよね、窪川高校があり、窪川中学校があり、無理すりゃ、ホールのあこの駐車場の辺でも降りれるかなと、私、思いますよ。もし、町の者、ここら辺で被害が遭って家にも住めない。その代替えしたら体育館とかそんなもん、今まで新潟地震にしても神戸地震にしても、体育館、小学校、中学校、そんなもの利用しているがですよ。その辺の話があったかもう一度お聞きしたいということです。

○議長（山岡義正君） 庁舎建設等特別委員長。

○庁舎建設等特別委員長（山上利嗣君） 災害時にどこをどんなにするかいうところの議論はしてません。

以上です。

○議長（山岡義正君） 26番池本公夫君。

○26番（池本公夫君） いろいろ聞きよりまして、最初のこの執行部の案のデメリット、これが丸々この東側に当たるがです。こういうデメリットがあるから、東側にしたい。それはおかしい。全部当てはまる、これは、この位置でしたら。

それと、僕が本当に言いたいのは、せっかくその大正支所ですか、いい会議所ございますよ。何も使わずにほたっちゅう。あれらもやはり使うべきじゃないか。というのは、ある程度やはり分庁方式、これが自然じゃないだろうかと思はうんと思うがです。それで、とにかく1つの、これからの案として考えていただきたい。それだけをお願いしたい。

というのは、とにかく前橋本知事も言ったように、高知県6ブロック、その話がいつ出てくるかもわからん。そういう状況の中で、新たに土地の購入の4億の、それから建設言

うたら、もう10億超しますよ。そんな莫大な金使うよりは、やはりせつかくある施設を使い、またとにかく費用の安う上がる、ここ、はっきり言うたら、私はここと思うがですよ。ここ、その徐々に取り壊しながら、新築しながら使うのうが一番ベターではないかと。とにかく、考えの中に1つ入れといてください。よろしく。

(庁舎建設等特別委員長山上利嗣君「そしたら答弁要らんね」
と呼ぶ)

○議長（山岡義正君） 23番宮地章一君。

○23番（宮地章一君） 特別委員の皆さん方には、昨年の3月から精力的に検討をされたということで本当にご苦労でございます。

ただ、私は昨日の一般質問でも申しましたように、四万十町のシンボルということ考えたときに、一旦、庁舎というものができ上がると何度も建て替えるというわけにはいかんわけですので、十分に慎重に検討していただきたいと思いますが、今、委員長の話にもありましたサンシャインの前の高台、いわゆる緑林公園のところが、測量をしていないが少し狭いという案が出ました。これは、次の合同生コンの跡地については、民間に当たっておるということです。

それは委員長の話の中にありました、民有地の測量などは難しいと、実際当たりましたか。何もしないで、片一方は当たったと。譲ってくれるよというふうな話をしながら、片一方では憶測だけでどうも狭いと、それじゃいかんよという判断をしちゅうように思います。

私は昨日もちらつと話をしましたが、かなり駐車場から上に広い町有地の山林がございます。これは、利用の仕方によっては非常にすばらしい、いわゆる四万十町のシンボルになる建物ができる土地ではないかというふうに考えておりますし、連結して町有地が1万も2万もあるわけじゃないわけですので、当然隣地の民有地は交渉はせないかんわけですが、ただ、調査、あるいは審査をしながらそういう判断をしていただかないといかんがじゃないかという思いがいたします。

それと、今、池本議員が言いましたように、駅前の執行部案が、商店街の振興にも恐らくつながらないだろうと。交通の利便性というのが余り効果がないだろうということを言われました。その東側、裏側というのも恐らく同じ条件やと思います。それと、列車によって騒々しいというのも恐らく同じ条件やと思う。同じような条件のところが、今、2カ所出てるのでないかというふうに思っておるわけですので、私は何が何でもあそこにせ

えということではなしに、ある一定の町民の皆さん方からそういう意見を出されておりますので、そこも含めて十分慎重に調査をして、最終的な判断をしていただきたいという思いできのうも一般質問いたしました。そのことを十分に検討いただきたいというように思いますけれども、その私の今質問に対して、委員長が答弁できるのであれば、答弁いただきたいと思います。

○議長（山岡義正君） 庁舎建設等特別委員長。

○庁舎建設等特別委員長（山上利嗣君） 宮地議員の今の質問の中で、自分たちは今言ったように、まだ測量費を持っておりませんので、ただ、メーターだけ持っていってどうこうするのはできますけれども、なかなかそれが本当に造成後、例えば高台のお話になりますと、あれが造成した後にとこまでの面積がとれるかというと、正式なコンサルあたりで調査をせないきません。

それから、もう一つは、あこも全部町役場の土地であればもっとしよいと思いますけれども、民地についてはなかなかすぐには、自分たちの委員会の権限みたいなものでは踏み切れないということもございましたけれども、側面から見て正式な調査もしにくいけれども、面積的には最終的に4,000㎡もないんじゃないかというふうなもう目測しかできませんけれども、そういうことであそこについては何㎡ありましたと、どうなりましたというところまではよう掴んでいません。あこが対案の用地として決まれば、今回800万の予算の中でコンサルを入れてもらって、あこの正式調査はできると思いますけれども、それについては、今言ったように、自分たちはそこまでが調査費もありませんので、正式な調査はようしてません。

それから、もう一つ何やったかね。もう一点何でしたかね。

○議長（山岡義正君） 23番宮地章一君。

○23番（宮地章一君） 今、3案が特別委員会で出された中で、3案の合同生コンの土地については地権者の同意を得ておるという話がありました。そこまで話ができるのであれば、緑林公園の隣地の民有地についても、当然これほど大事な重要議案であれば話のできるのではないかという思いがありますし、先ほど林議員から緊急ヘリポートの用地の話が出ました。恐らく私の判断では、あそこであればそれのできるのじゃないかというふうに思っております。

私のような者でも、あそこにどれぐらいの用地があるだろうという、図面を取り寄せて見るくらいのはできるわけですので、当然特別委員会であればそれ以上の、私たち議

員の付託を受けて重要な案件を検討されておるわけですので、それくらいのことは当然で
きるという判断をするわけですが、それはどうですか。

○議長（山岡義正君） 庁舎建設等特別委員長。

○庁舎建設等特別委員長（山上利嗣君） 先ほど冒頭申しましたように、浜田参事という
のは町長の代理みたいなもんですよね。その人との話し合いの中で、緑林公園について
は、先ほど言ったように造成が相当かかるやろうと、民地があるから測量しにくい。だから、
これについては、そういうふうに代替地として検討することについては難しいと、こ
ういうて町長に言われたと一緒ですから、それを押し切って、そんなことあるか、そした
ら自分らで勝手に調査するぜよと。それは委員長としてもよう踏み切らったし、委員会
の中でもこれについて、そんなことは、町長の言うことは何ちゃあ聞くによばん、おれら
で諮れやと、そういう案もありませんでしたので、あこはそういうことでそのままにしまし
た。

それで、宮地議員の話がありましたので、ちょっと関連していいですか。

当初、自分たちもこれを検討していく上において、やっぱり町民の考えを幅広く聞いて
いこうよということの中で、そしたら、どんな団体とかどんな組織の人から、この庁舎に
ついての話を聞いていくかということを議論もしました。昨年9月には、町が出した計
画を……、最初にやったらどっさり来るかと思ったら、5通ぐらいしか返事が来ません
でした。その後、浜田参事が一生懸命二枚目の顔でテレビカメラで訴えて一生懸命やりま
したけれども、それもそれほど大したコメントは返ってきませんでした。そうすると、自分
たちがいろいろ意向調査をするにしても、わずかしかないと。そのわずかしかないのを町
民の大半の考えだということで判断するわけにはいかんということで、しかし、一番町民
の代表として話ができるのは地域審議会。それで地域審議会との話をしていこうやいうこ
とでありましたけれども、そのときに浜田参事から地域審議会へ、この庁舎についての諮
問を、確かあのときしたとか、するとかいうことを聞いてます。

しかし、地域審議会では、候補地まで執行権を侵害するような、そこまでは自分たちは
答申できないと。ただし、支所機能については十分協議をするというお話を聞いている
と、こういう説明を受けましたので、それは地域審議会へいろいろお話をしていっても、
それはなかなか進まんだらうなと。時間の制約もありますので、そういう分で、そした
ら、自分たちにもできる裏づけの調査をしながら進めていこうということで、今日まで
しました。

ただ、若干現在になりますと、町執行部はその地域審議会等からのいろんな情報を受けて、町としてもそれなりの判断をしたいというのは最近聞きました。当初はそういうことで、審議会からは正式な土地に対する答申ができないという話の中から、自分たちはまだまだそうなっちゃうもんじゃと思うて最近までおりましたけれども、最近ちょっと内容が違ったようですけれども、委員会に正式にこうこうで審議会からは、この間、きのうの町長とのお話し合いの中では、答申じゃなくて、建議の形で来たものを検討すべきじゃないかというお話は聞きましたけれども、建議ということについてはもう全然自分たちの段階では確認をしておりませんでしたので、そのままで来た結果が今日でございます。

○議長（山岡義正君） 23番宮地章一君。

○23番（宮地章一君） 一応最初の話の中で、当時の参事であった浜田参事が、緑林が、経費がいりすぎる、あるいは狭いのでいかんということと言われたということですが、議会は、議会で議会なりの判断をするというのが、今回の議会の特別委員会ではなかったかというように私は思っております。参事が町長に匹敵するような立場で、参事が言ったからいかんということであれば、今、町執行部が出しておる駅前で、それ以外はいかんということになるわけです。そういうことじゃなしに、やはり我々議会は議員それぞれの判断の中で、議会として判断していかんかということでないかというように思うわけです。そのことによって、今回の対案がまあまあ出されておるという判断を私はいたします。

それから、地域審議会での意見は、緑林公園はどうかという意見は出されたというお話も伺っております。ただ、地域審議会の最初のころは、執行部のほうがここで何とかというような話をされたということで、なかなか審議会の中でほかの敷地を出していくという趣ではなかったという話を聞いておりますが、それはそれとして、現状は現状としてとらえながら、今の段階での判断をするべきじゃないかというように私は思っておりますが、委員長さん、どうでしょう。

○議長（山岡義正君） 庁舎建設等特別委員長。

○庁舎建設等特別委員長（山上利嗣君） 自分たちも当初からずっと物を積み上げてきて、それから、今言った執行部からのいろんなことを含めて積み上げてきた、そして今回ここまで来たと。

それを急に最近になって審議会がどうのこうの言うことを聞いて、また自分たちが今までずっと組み立ててきたものを、いきなり戻すわけにはいかんと、そういうふうなことも

ございまして、当初の信念に従って今日まで詰めてきたのが今回の対案でございますけれども、しかし、今宮地議員が言うように、今の我々が提案したあの土地については課題が全然ないじゃなくて、確かにこれへも書いてますように課題はあります。しかし、何とか今のところよりもあこであれば、何とか100%木造の顔となる庁舎はできるんじゃないかと。あと、関連施設とか騒音とか、そんなものの対策はどうなるのかというのは、きれいにコンサルの結果が出た時点でもう一度自分たちも検討するということにしております。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑ありませんか。

18番堀本伸一君。

○18番（堀本伸一君） 委員長、ご苦労さんでございます。

ただ、確認をしておきたいのは、委員長質疑でありますから。そのあたりを気をつけながら質疑をしたいというふうに思うわけでありますけれども。

その特別委員会の中で、委員の中では緑林公園、これ、語らずしてそれぞれの全員の議員の中で、駅前よりはほかがええことはないかなというような考えがあるというように、私は想定をしておるわけです。そこで、特別委員会が設置をされました。そして、その特別委員会の委員さんの中での議論で、緑林公園も当然調査の対象として上がってきて議論をしたということでもありますので、そのあたり、その委員会の中で、委員さんの緑林公園あたりについての思いといいますか、そういったことは委員会の雰囲気としては、委員長、どうされちゅうがでしょうか。ただ、その当時の浜田参事の説明の中でほとんど皆無的な状況の報告を受けたということでもありますけれども、委員会としては、そこにどれだけ思いがあったのかなということを、まず確認をしたいと思います。

○議長（山岡義正君） 庁舎建設等特別委員長。

○庁舎建設等特別委員長（山上利嗣君） 堀本議員の質問にお答えしますが、その点については、先ほど説明しましたように、自分たちも当初からいろんな土地のお話しながらやってきたことがあります。その中で緑林公園というのは俎上に上がりました。広いし、それから自分ら全部がもうやったらほとんどが公有地かなと思ってましたら、浜田さんのほうから、何度も申しますが、造成が相当かかるぞと、それから、民有地があると。民有地のどうなるもんやわからんに、測量までいうのはなかなか難しいし、混乱を招くからということを知って、ほんならもう検討しても意味がないねやということで、もう当初の時点から自分たちは緑林公園は、そんなに案としてよう検討してませんで

した。

○議長（山岡義正君） 18番堀本伸一君。

○18番（堀本伸一君） そういった経過があつて、対案が示されたということでありますので、まあそれはそれで私はしょうがないかなというふうに思います。

1つには、私もこの庁舎の建設においては持論を持ちながら、発想があるわけですが、そのために、これまでも二度ほど前田町政のときに質問を上げさせていただいた経過があります。そのうち特別委員会が設置されながら調査を進めていただいたという経過がありますので、それぞれの思いがあるというふうに思うのですが、それを今委員長の報告を受けると、例えばそれぞれ今議員のほうから質疑がなされておるわけですが、特別委員会というものはどういうものであるかという気もするわけですね。

だから、それは四万十町の執行部としての説明を受けながら特別委員会は調査を進めてきたと。しかし、私のこれは個人的な考えですが、きのうの質問の中で、23番議員の質問の中で緑林公園の提案が示された、一般質問の中で。それに対して、執行部のご答弁の中は、いろいろ門戸を広げた条件で、それぞれの候補地があれば、それに対して門戸を広げていきたいというような中身の答弁であつたかなというふうに思うのですが、そうすると、私も思いがあります現在。

そうするとそれぞれが、特別委員会もそれなりの課題を踏まえて調査を進めていく、そしてそれぞれ他の議員さんも思いの中を執行部に対して述べ、そうすると前執行部体制と、現執行部体制の中に私は温度差があるがじゃないかなと、ずれがあるがじゃないかなと。その精査をまずせんとよね、委員長、その精査をせんと、今後の方向としてよ、特別委員会の対案が東側に示された。その調査もコンサルも受けていくはずですが、私の受けとめ方とすれば、特別委員会の拘束力が決定的なものはないと言いながら、やっぱり期間をかけて調査をした経過というものが示されていくわけですから、一定それが議会に影響力を示すというふうに私は理解もしておるわけですが、

そうすると、今の山上委員長の特別委員会の中では、緑林公園には、つまり後戻りはもうできないという状況になるのですか。その意思を確認をして、やはり問題点の執行部のずれ、認識のずれというところの調整を今後進めていかんと、特別委員会というものがよね、何のために今まで調査をしてきたということにはなりません、委員長。

私が委員長だったら、若干きのうの一般質問の取り上げの内容と、今まで特別委員会が調査してきた経過というものを整合性を見たら、やっぱり苦言を呈していくという思い

があるのですが、そのあたりは私も今後の方向性として心配をするので確認をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山岡義正君） 庁舎建設等特別委員長。

○庁舎建設等特別委員長（山上利嗣君） 先ほどの堀本議員のご質問に答える前に、皆様方にご披露したいのは、自分たちも木造庁舎ということについて、余りみんなが詳しいわけではございませんので、先ほど言いました堀本議員さんが、ここで前田町長に庁舎の建設で木造というものを取り上げまして、大変に詳細に専門的な質問をしておりました。これは、抜粋をして、相当自分たちの木造庁舎に対しての勉強に役立たせてもらいましたので、堀本さんへのお礼とみんなにご披露をまずさせていただきたいと思います。

それから、先ほどの件ですが、実はそういう今までの執行部と今度の高瀬執行部との間に相当ずれが出たねやと、これでは自分たちのやってきたことも何にもないことないかということで、実はきのう、自分たちの委員会へ高瀬町長も同席を願いまして、こうこうこうこうということで、この間、自分たちの当初には緑林公園の「りょ」もなかったけれども、高瀬町長が宮地議員の質問に対しては、審議会等からも相当に緑林公園の案も来ていると、それについても前向きに検討せないかんのではないかというあの答弁に対して、自分たちはどれを信じてやったらええがよと。行政の継続性という意味では、その辺をきっちと整理をしてもらわんと、すり合わせをしてもらわんと、今後ぴたっともう自分たちは委員会をやる意味がないわねと、そういうお話し合いはさせてもらいました。

それで、正式にどうしますというのは、まだ答えは返ってきてませんけれども、今の駅前庁舎のコンサルの結果が出るころまでには、町長ともその辺、今まではこうやったと、今後はどうなるということの調整をして、それでもう前田町政はないわけですから、新しい高瀬町政の指針に従って、自分たちがどう検討するかというのは、また委員のメンバーと話し合いをして、議会の皆様方にも心配やら迷惑をかけない形の最終案が出せるようには、前向きに進んでいきたいと思います。結果はそんなことです。

○議長（山岡義正君） 18番堀本伸一君。

○18番（堀本伸一君） そういう方向で進めていただきたいというふうに思います。

私も一議員として、その建築の方法、それから設置場所、これについてはそれなりの私も考えを持っておりますけれども、特別委員会の報告を聞くと、緑林公園については、前浜田参事のほうからそういう答弁であったと、だから皆無的なものと判断をしたということで、あそこが消えるわけですから。そういう状況の中で、今、報告がある。

きのうの一般質問の中では、広大な土地があると、町有地という宮地さんの質問の中で、私も質問しておりますから、その件については。私は設置場所についてはまだ限定をせずに、建築の方法について、木造ということで提案をさせていただいたわけですが、あえて設置場所については私も控えたがです。当地からね。

その中の答弁で、前前田町長も、緑林公園も考えたけれども、まず土地がないとか、狭いと。大井野の田んぼのほうも考えたけれど、これも一等地の農業用地を庁舎にすることはいかなものかというようなことで、まあこれ、わかりやすく言うと、やる気がないという結果であったというふうに思うわけですが、でも、まだその時分には今から調査として始まって審議をしていくわけじゃ。げにそれはええという判断で、私も1つには緑林公園のあたりに、非常に景観的にも恵まれた、それから、来る大地震というようなことに対しても庁舎が、一本道で行くところの庁舎というようなことは、防災本部として余り好ましくない。だから、庁舎については、一筋、二筋、三筋、道路があるということが望ましいわけです。そういう面から考えても非常にすばらしいなという思いがありながら、特別委員会の報告を楽しみに待っておったという経過があるわけです。

ですから、そういうことを踏まえて、委員長にさまざまな提案はできませんけれども、今後、前田町政のときの執行部と高瀬町長の執行部とのずれを修正をしてしっかりといかんと、私の考えでは、これまでの特別委員会の調査がいかにも台なしになってしまうという状況になりますので、そこをしっかりと調査をして、今後の最終報告に向けての調整に全力を尽くしていただきたいというふうに思います。

(庁舎建設等特別委員長山上利嗣君「答弁要らんね」と呼ぶ)

(18番堀本伸一君(「もうえいです」と呼ぶ))

○議長(山岡義正君) 25番宮崎南海男君

○25番(宮崎南海男君) 議長にお願いがあるのですが、報告に対して議長が許可をしまして、現在質疑の許可をしまして、質疑が行われておるのですが、特別委員会の委員長以下、皆さん委員の方のご労苦がよく身にしみてわかります。が、しかし、今回ここで、本会議で長々とこれをやっても結論が出るものでもないと思います。しかも、中間報告ですから、今日はこのくらいにして、また後でじっくりと意見を交換しながら審議もしていただきたい。そのことを議長に、議事進行についてお願いしたい。

以上です。

○議長(山岡義正君) わかりました。

議員の皆さん方をお願いしておきます。

先ほど25番議員さんから言われましたように、今回はあくまでも中間報告であります。ただ、その中間報告の中での、この特別委員会の審査経緯についての質問は結構でございますが、自分の対案とかいうようなことやなくて、それで今まで起こったことを、委員会での経過報告をしていただくということでございます。

それで、委員長にもお願いしたいんですが、あくまでも中間報告ということですので、先ほど来質疑があった分については、特別委員会の中で今後検討していただきたいと思っております。

ほかに質疑はありませんか。

10番田邊哲夫君

○10番（田邊哲夫君） 委員長、ご苦労さまです。時間とらせませんが、報告を読ませていただきました。また、読み上げていただきました。

ちょっと確認してみたいのは、特別委員会としては、この中間報告の段階で、庁舎建設についてはもう木造庁舎を原則とすると。基本的なものはもうそれを基本とするという点はもう間違いないのかという点と、あと1カ月の間で、最終報告が9月議会までとなると、あと正味1カ月しかないわけですね。7月、8月ありますが、やるとしたら。9月定例議会まで、来月研修等もあれば、正味1カ月程度になろうかと思えますけれども、その中で、それでも特別委員以外の声が今委員長が聞かれました。

大変さまざまな意見が出ました。ここでいいのか、いろいろ、いいのではないかと出ましたが、そこらを含めて、最終的なその報告、9月に、中間報告は特別委員会としては場所は決定しましたわね、もう既に。中間報告の段階では、もうあそこだというのを決めてましたね。対案として執行部に示したわけじゃないですかと。

それはそれですけれども、ただ、それは特別委員の会の中間報告ですので、あと十何名は初めて今日報告を聞いたわけですので、いろんな意見が出たわけですね。それらも参考にしてもらわないと、堀本議員言われたように、特別委員会が報告したものは結果として十何名が、ほかの特別委員会、ほかの場所とかいうことになる大変なことになりますので、慎重な、9月定例議会までには、できればほかの議員にも、今日のようなことがないように、またマスコミ報道が先に出んような形で議員にはおっしゃっていただかないと、かなり混乱するのではないかとお願いしておきます。

○議長（山岡義正君） 答弁は要りませんか。

(10番田邊哲夫君「いや、明確にしてください」と呼ぶ)

庁舎建設等特別委員長。

○庁舎建設等特別委員長(山上利嗣君) 田邊議員さんの質問の中で、木造庁舎という分については、この議会でも公共物への木を使うということについては全員が狂いのない意見じゃと思います。

そういうことで、今回東側を選定した1つの理由の中には、今のところよりはもっとすばらしい木造庁舎ができる面積が確保できるんじゃないかと。ただし、これも書いてます。課題もありますし、いや、場合によっては、一部今言ったようにRCを使って、何かの小さい施設については対応しなくてはならないことになるかも知れませんが、これはコンサルの結果が出てからまた検討しますけれども、基本的に庁舎構造は全面木造、これも書いているということで、これからも自分たちは議論をしていきたいと思えます。

それからもう一点、何やったかね。

(10番田邊哲夫君「いや、ええよ。それはもう一点はええよ」と呼ぶ)

それと、そしたら、ほかになかったら委員長としてのまとめで、先ほど堀本議員さんの答弁にもお答えしましたけれども、先日、高瀬町長とはお話し合いをしましたので、今後その庁舎についていろんなところからの提案があったら、どのようにして町長はそれを受け取って、いつまでにそれが、答えが出るのかというのがまだ自分たちもわからん分がございました。

それと、当初の、自分たちが発足したころの駅前の庁舎については、なかなかかたくななものがあって、なかなかその対案を認めれないような状況からスタートしたこともございますけれども、先ほど申しましたように、高瀬町政になりましたんで、もう一回、高瀬町長とも胸襟を開いて、その辺をちゃんと詰めて、自分たちのこれからの指針を確認をして、慎重に進めていきたいと思えます。先ほど申しましたけれども、今後なるだけ皆様方にはご心配やご迷惑をかけないよう慎重審議をして、最終報告へ向かって努力をしたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長(山岡義正君) まだ今後議員への報告があると思えますので、その都度、またいろんな質疑をしていただきたいと思います。

これで、質疑を打ち切ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（山岡義正君） 日程第5 陳情第22-7号携帯電話の不感地解消に関する陳情書、日程第6 陳情第22-13号核持ち込み密約を廃棄し非核三原則の遵守を求める意見書採択陳情書、以上陳情2議案を一括議題とします。

この陳情2議案につきましては、所管の総務常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長より提出されておりますので、その経過及び結果の報告を求めます。

総務常任委員長田邊哲夫君。

○総務常任委員長（田邊哲夫君） それでは、私のほうから総務常任委員会に付託されました陳情を審査をした結果を、次のとおり決定をいたしましたので、会規則第94条第1項の規定によって報告をさせていただきます。

陳情案件は、四万十町上秋丸の区長さんであります岡本和夫様から、件名として、携帯電話の不感地解消に関する陳情書でございました。

同僚議員については、この陳情書は既に目を通していただいているものと思っていますので、総務常任委員会で審査をした内容についてでございますが、段々の今定例議会初日から、携帯電話の不感地の問題については取り上げられてきました。

まだまだ四万十町全域の中で、不感地解消に係る地域がたくさん存在する可能性もありますが、今回陳情として総務常任委員会に付託されましたので審査をいたしました。

審査の結果、採択すべきものと決定をいたしました。全員一致でございます。

続きまして、陳情第22の13号です。

核持ち込み密約を廃棄し非核三原則の遵守を求める意見書採択の陳情書でございました。これも総務常任委員会で6月18日審査をいたしました。

その結果、採択すべきものと決定をいたしました。全員一致でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（山岡義正君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

これより総務常任委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより陳情第２２－７号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第２２－７号携帯電話の不感地解消に関する陳情書を採決します。

お諮りします。

陳情第２２－７号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第２２－７号は委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

これより陳情第２２－１３号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第２２－１３号核持ち込み密約を廃棄し非核三原則の遵守を求める意見書採択陳情書を採決します。

お諮りします。

陳情第２２－１３号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第２２－１３号は委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

~~~~~

○議長（山岡義正君） 日程第７ 陳情第２２－６号町道認定に関する要望書、日程第８

陳情第２２－８号町道認定並びに排水路設置に関する陳情書、日程第９ 陳情第２２－９号町道認定要望書、日程第１０ 陳情第２２－１０号興津保育所歩道新設に関する陳情書、日程第１１ 陳情第２２－１１号町道の認定等の陳情書、日程第１２ 陳情第２２－１９号生活道を町道に認定の要望書、日程第１３ 陳情第２２－２１号歩道新設の陳情書、以上陳情７議案を一括議題といたします。

この陳情7議案につきましては、所管の建設常任委員会に付託し、その審査報告書を委員長より提出されておりますので、その経過及び結果の報告を求めます。

建設常任委員長氏原郭君。

○建設常任委員長（氏原 郭君） 建設常任委員会に付託されました陳情書について、建設常任委員会の審査の結果を報告いたします。

その前に、お断りしておきます。

付託年月日が、すべて22年6月25日となっておりますが、皆様のお手元のところへ、最初に陳情書案件を出した用紙が届いておりますが、それぞれの日時でございますので、訂正のほどをよろしくお願いを申し上げます。

それでは、ご報告申し上げます。

今回、建設常任委員会には9件の付託されました件数がございました。そのうち、陳情の22-12、それと陳情の22-17、これについては継続審査としております。

それでは続いて、陳情の受理番号から順次報告をしてまいります。

陳情第22-6号、陳情第22-8号、陳情第22-9号、陳情第22-10号、陳情第22-11号、陳情第22-19号、陳情第22-21号、この7件につきまして県道分が、陳情第22-10号と陳情第22-21号が国道分が入っておりますが、審査の結果はすべて採択すべきものと決定をいたしました。

そして、ただいま申し上げました陳情第22-6から陳情第22-21の7件、すべて全員一致でございましたので、ここで報告いたします。

○議長（山岡義正君） 建設常任委員長の報告が終わりました。

これより建設常任委員長の報告について、質疑があればこれを許可します。

質疑はありませんか。

20番田邊客子君。

○20番（田邊客子君） 毎回ですが、町道認定の陳情が上がってきます。

当然認定をしなければいけないところは認定しなければいけないんですが、議会に陳情に上がる前に、執行部が受けて、それができないからという形で、議会にこういうたくさんの陳情が上がってくるのか、そのあたり委員会で執行部の意見も聞いているのか。できれば、まず部落、陳情代表者が執行部に話に行って、そこで解決できるものなら解決してあげたら一番いいんじゃないかと思うわけですが、こういう、でしたら毎回たくさんの認定がありますので、そういう手だてがとれないものか、執行部に聞かれましたでしょうか、

どういう状況なんでしょうか。

○議長（山岡義正君） 建設常任委員長。

○建設常任委員長（氏原 郭君） 執行部には直接そういう経過については聞いてはおりませんが、今までの慣例といたしましては、陳情書は執行部と議会議長に出てまいります。その議会に出てきたものを我々は審査するというので、これは建設常任委員会だけでなく、総務でも教民でもすべて同じ陳情の方法だと思います。

ただ、今後というよりか、道路の件数については随分と、旧の窪川・大正・十和では今までの対応が随分違いがありまして、今まで旧の窪川の場合は、生活道であっても、それを舗装したり、そういう町道にしない、しなくって、舗装して対応してきたという経過もありまして、今はやっぱりある程度の規律を持って審査しております。町道なら町の認定にして、舗装なら舗装という取り組みをしないといけないというような執行部の考え方もあります。そういうふうな解釈で我々は審査しております。

○議長（山岡義正君） 20番田邊客子君。

○20番（田邊客子君） 委員会の中でもその点もう少し話してもらったらいと思うんですが、その前提で、執行部がそれを見て、当然しなければいけないということであれば、その手前で認定できるだろうし、そのあたり当然やるべきことだと思うんで、議会上がってこなくても、その点、今後ちょっと工夫していただけたらなと思いますので。

○議長（山岡義正君） 建設常任委員長。

○建設常任委員長（氏原 郭君） 認定する場合には、やっぱり皆さんにご相談しなければいけないとは思いますが、その他の方法については、建設常任委員会ではまた1つの案は持っております。また、それは執行部とも話し合っていきたいと、そういうふう考えております。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより陳情第22－6号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第２２－６号町道認定に関する要望書を採決します。

お諮りします。

陳情第２２－６号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第２２－６号は委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

これより陳情第２２－８号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第２２－８号町道認定並びに排水路設置に関する陳情書を採決します。

お諮りします。

陳情第２２－８号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第２２－８号は委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

これより陳情第２２－９号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第２２－９号町道認定要望書を採決します。

お諮りします。

陳情第２２－９号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第２２－９号は委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

これより陳情第２２－１０号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第２２－１０号興津保育所歩道新設に関する陳情書を採決します。

お諮りします。

陳情第２２－１０号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第２２－１０号は委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

これより陳情第２２－１１号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第２２－１１号町道の認定等の陳情書を採決します。

お諮りします。

陳情第２２－１１号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第２２－１１号は委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

これより陳情第２２－１９号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第２２－１９号生活道を町道に認定の要望書を採決します。

お諮りします。

陳情第２２－１９号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第２２－１９号は委員

長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

これより陳情第22-21号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第22-21号歩道新設の陳情書を採決します。

お諮りします。

陳情第22-21号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第22-21号は委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

ただいま会議途中ですが、間もなく時間になりますので、会議時間は議事日程の都合により予め延長をいたしたいと思います。

~~~~~

○議長（山岡義正君） 日程第14 発議第4号核持ち込み密約を廃棄し非核三原則の遵守を求める意見書案を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） それでは、私のほうから、先ほど陳情採択いただきましたので、それに基づいて、総務常任委員、私、あと5名の賛同をいただきまして、意見書案を国に提案をしたいと思っています。

核持ち込み密約を廃棄し非核三原則の遵守を求める意見書案です。

ただいま読み上げました議案を、次のとおり会議規則第14条の規定によって提出をするものでございます。

皆さんのお手元に意見書案を配付をさせていただいております。

すべては読み上げませんが、民主党政権になって核の密約が明らかになりました。非核三原則を持つ日本にとって、この問題は大変重要な問題であり、非核三原則が蹂躪され、空洞化していた事実が発覚がされたわけでございます。

そういった観点で、四万十町議会、政府が「討論記録」を核持ち込み密約そのもので

あることを認め、これを廃棄するとともに非核三原則を遵守するなど、非核宣言を行っている本町として強く求めるものでございます。

以上、地方自治法第99条の規定によって意見書を提出をいたします。

提出先は衆参議長、総理大臣、総務、金融、郵政、財務、内閣官房長官あてでございます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

○議長（山岡義正君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発議第4号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第4号核持ち込み密約を廃棄し非核三原則の遵守を求める意見書案を採決します。

発議第4号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発議第4号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において、字句その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任をされたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権を議長に委任することに決定をいたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（山岡義正君） 日程第15 発議第5号携帯電話の不感地帯解消に関する決議案についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） それでは、私のほうから、先ほど陳情報告をさせていただきました。また、採択をいただきました携帯電話の問題でございます。

総務常任委員会で18日検討をいたしました。

これからもますます地域から不感地帯解消を求める陳情書、要望書が提出される可能性がありますので、この際、議会として、この問題の意思を表明すべきではないかということが取り上げられまして、総務常任委員会で全員の意見が一致しましたので、私のほうから、賛成5名の同意をいただきましたので、決議案を朗読させていただいて、皆さん方の同意をいただきたいと思います。

携帯電話の不感地帯解消に関する決議について。

今、申し上げました内容を別紙のとおり、会議規則第14条の規定によって提出をするものでございます。読み上げて決議案にかえさせていただきたいと思います。

携帯電話の不感地帯解消に関する決議。

今や携帯電話は住民にとって必需品であり、不感地帯解消が急務となっています。本町のように広大なエリアを持ち、山々の多い地域では、残念ながら携帯電話が使用できないとの不満の声が多い。現在、ケーブルシステム事業で、電気通信事業者による工事の実施が事業的に難しい地域に、逐次、基地局整備を進めておりますけれども、今後とも最大限情報通信格差是正に努めるよう強く決議をする。

平成22年6月25日四万十町議会。

以上です。よろしくお願い申し上げます。

○議長（山岡義正君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発議第5号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第5号携帯電話の不感地帯解消に関する決議案についてを採決します。

発議第5号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（山岡義正君） 日程第16 発議第6号地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項の一部改正案についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） それでは、地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項の一部改正についてを、私と総務常任委員5名の賛同をいただきましたので、上程をするものでございます。

その一部改正の内容ですが、お手元に新旧対照表をつけております。

これは、今まで議会の議決を経て締結した工事又は製造請負契約の変更については、その際指定をしておりましたけれども、議会の議決を経た財産の取得又は処分については指定されていなかったために、軽微な変更についても議会の議決が必要となっておりました。県内各地ほかの自治体では、こういった専決処分については既に指定をされておりましたので、この際、本町でも町長に専決処分事項を、皆さんのお手元に配付のように改正をするものでございます。

いわゆる今までは、工事又は製造請負にかかわる一部の設計変更でという現在の内容を改正後の案として、議会の議決を経て締結した契約ということで、先ほども申し上げました財産の処分、取得についても町長の専決処分を拡大する内容でございます。

皆さんのご同意をどうかよろしく願いを申し上げます。

○議長（山岡義正君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発議第6号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第6号地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項の一部改正案についてを採決します。

発議第6号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（山岡義正君） 日程第17 発議第7号四万十町議会会議規則の一部を改正する規則案についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

9番岩井優之介君。

○9番（岩井優之介君） 四万十町議会会議規則の一部を改正する規則、これ、「案」が抜かっております。案を、田邊幹男議員以下7名の議員の賛同を得まして、別紙のとおりご提案申し上げます。

会議規則の一部の改正の条文は、2枚目の文書を参照してください。

3枚目の改正理由について読み上げまして、ご提案にかえさせていただきます。

発議第7号四万十町議会会議規則の一部を改正する規則について。理由、地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、法第100条第12項に「議会は、会議規則の定めるところにより議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。」の規定が新たに設けられた。このことにより、議会活動としての「全員協議

会」を平成20年第3回定例会議で規定いたしましたことに加え「委員長会議」を会議規則に規定するものです。

改正法は、普通地方公共団体の議会の議員の活動のうち、議案の審査や議会運営の充実を図る目的で開催されている全員協議会や委員長会議について、会議規則に定めることにより、議会活動の範囲に含まれ得ることを明確にしようとするものです。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発議第7号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第7号四万十町議会会議規則の一部を改正する規則案についてを採決いたします。

発議第7号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、発議第7号は原案のとおり可決をされました。

~~~~~

○議長（山岡義正君） 日程第18 発議第8号議員派遣の件についてを議題といたします。

9番岩井優之介君から、地方自治法第100条第13項及び会議規則第120条並びに会議規則第14条の規定により提出されております。

提出者の提案理由の説明を求めます。

9番岩井優之介君。

○9番（岩井優之介君） 発議第8号議員派遣の件について、会議規則第14条の規定により、田邊幹男議員以下7名の議員の賛同を得まして提出いたします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則120条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

1、高知県市町村議会議員研修会。

期日、平成22年7月28日。

場所、高知市かるぽと。

派遣議員、全議員です。

2、高幡町村議会議長会議員研修会。

期日、平成22年8月27日。

場所、四万十町。

派遣議員、全議員です。

3、高知県町村議会議長研修会。

期日、平成22年8月30日。

場所、高知市 高知会館。

派遣議員、議長です。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発議第8号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第8号議員派遣の件についてを採決します。

発議第8号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（山岡義正君） 日程第19 閉会中の継続審査・調査の申し出についてを議題とします。

総務常任委員長、教育民生常任委員長、建設常任委員長から、委員会において、審査・調査中の事件及び各常任委員長と議会運営委員長から、各常任委員会と議会運営委員会において審査・調査中の事件並びに所管事務の調査事項について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付をしております申し出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出がっております。

お諮りします。

総務常任委員長、教育民生常任委員長、建設常任委員長及び各常任委員長と議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、総務常任委員長、教育民生常任委員長、建設常任委員長及び各常任委員長と議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査をすることに決定をいたしました。

休憩いたします。

午後5時 9分 休憩

午後5時12分 再開

○議長（山岡義正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成22年第2回四万十町議会定例会を閉会いたします。

午後5時13分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

四万十町議会議長

平成 年 月 日

四万十町議会議員

平成 年 月 日

四万十町議会議員